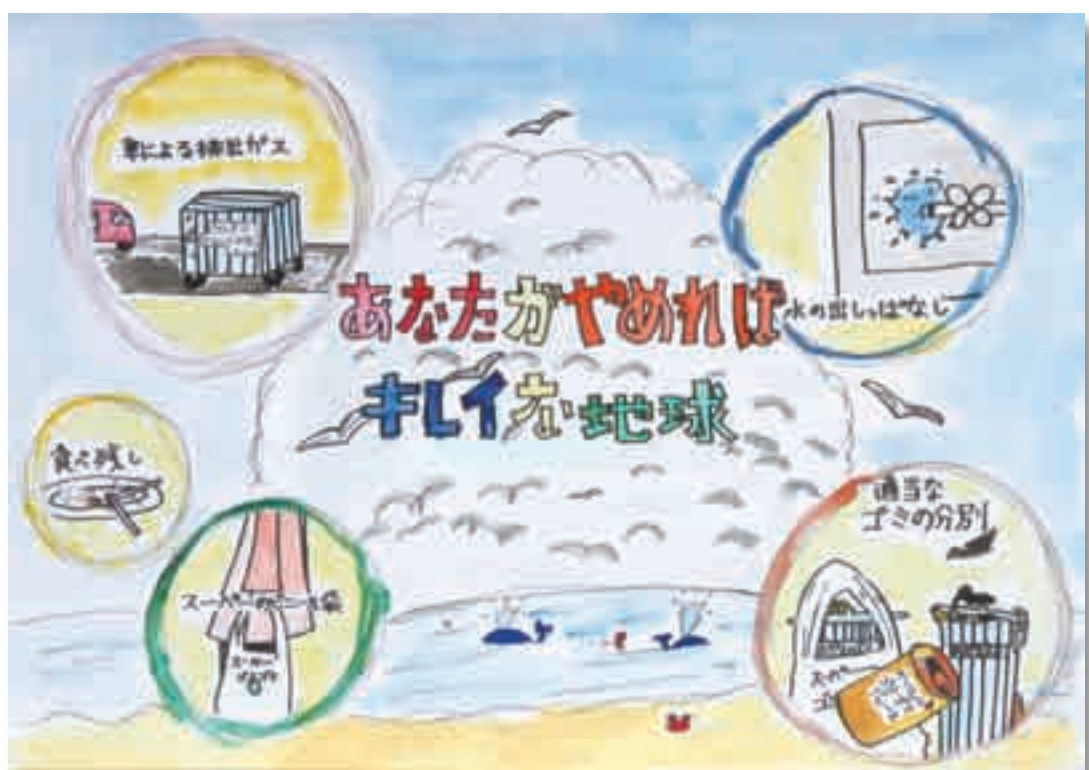


第2章

施策の分野



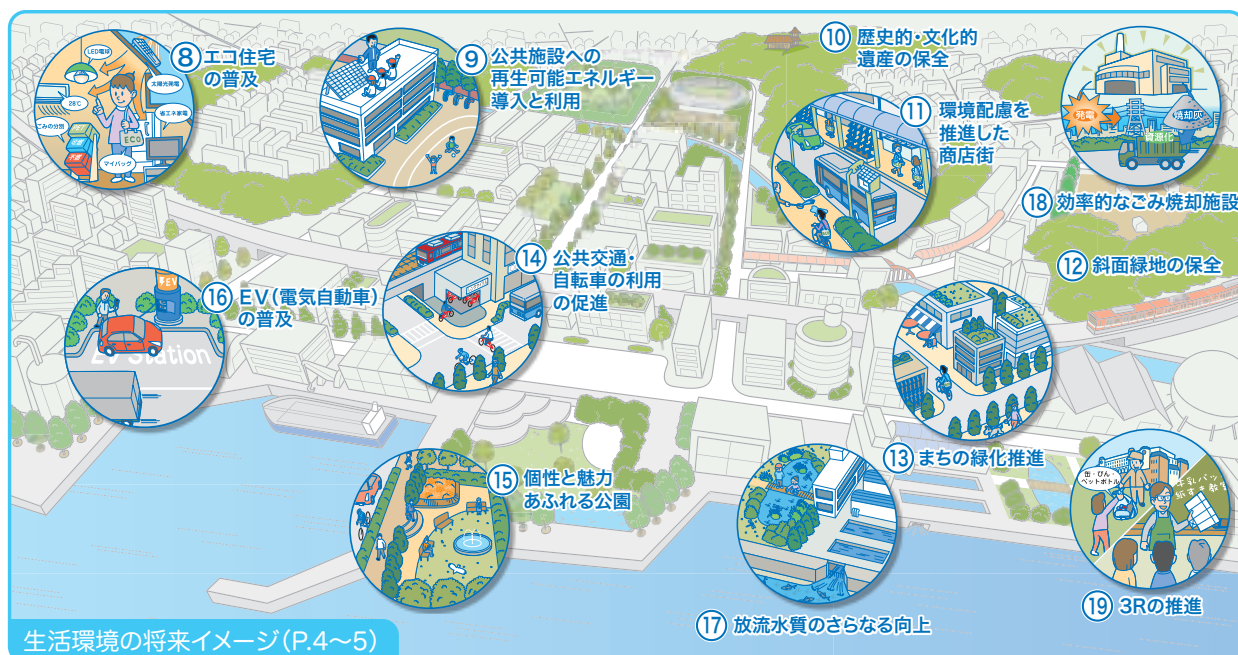
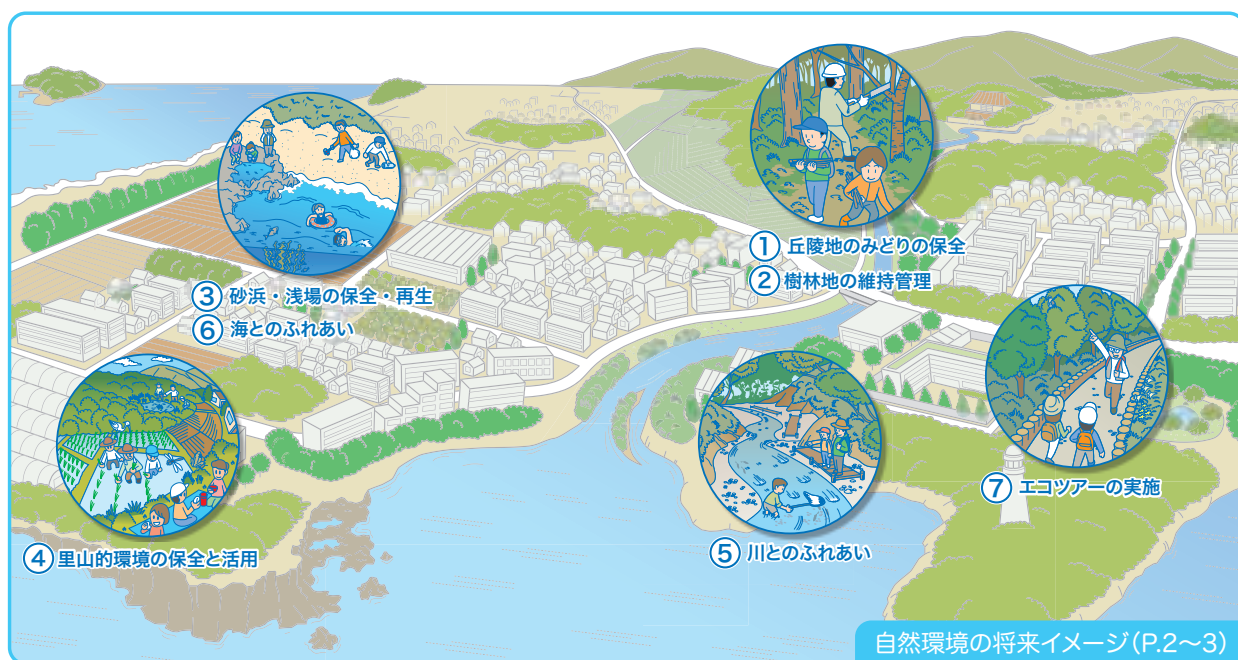
横須賀市立岩戸小学校6年 高橋 真季さん
平成22年度 環境ポスターコンクール 優秀賞
(学校名、学年は平成22年度)

1 施策の分野と将来イメージの関係

本計画では、第1章のP.2からP.5において、将来イメージを示していますが、これらは、各施策の分野の取り組みが推進され、初めて実現される姿です。

ここでは、施策の分野と将来イメージに掲載している取り組みの関連性を整理しています。

なお、P.43以降では、以下の①から⑱に対応する施策の方向に括弧書きでその番号を記載し、それらを重点施策の一部として位置付けています。



◎…密に関連するもの ○…関連するもの

施策の分野 将来イメージにおける取り組み	みどりの保全・創出と活用 注1	水辺環境の保全・創出と活用 注1	生物多様性の保全・再生と活用 注2	自然災害の防止と抑止	生活環境の保全・改善	地球温暖化対策の推進	エネルギー対策の推進	ごみの減量化・資源化、適正処理の推進	環境教育・環境学習の推進	経済・社会活動との調和
① 丘陵地のみどりの保全	◎		○	○		○				
② 樹林地の維持管理	◎		○	○		○				○
③ 砂浜・浅場の保全・再生		◎	○							
④ 里山的環境の保全と活用	◎	○	○						○	○
⑤ 川とのふれあい		◎	○						○	
⑥ 海とのふれあい		◎	○						○	
⑦ エコツアーの実施	○	○	◎						○	
⑧ エコ住宅の普及						○	◎	○		
⑨ 公共施設への再生可能エネルギー※4導入と利用						○	◎		○	○
⑩ 歴史的・文化的遺産の保全	○				◎				○	
⑪ 環境配慮を推進した商店街						○	○			◎
⑫ 斜面緑地の保全	◎		○	○		○				
⑬ まちの緑化推進	◎		○			○				○
⑭ 公共交通・自転車の利用の促進						○				
⑮ 個性と魅力あふれる公園	◎		○	○		○				
⑯ E V (電気自動車) の普及						○	○			◎
⑰ 放流水質のさらなる向上		○			◎				○	
⑱ 効率的なごみ焼却施設					○		○	◎	○	
⑲ 3 R※1の推進						○		◎	○	

注1 みどりおよび水辺環境の「活用」について

ここでの「活用」とは、保全・創出されたみどりや水辺環境を、親しみや学びの場として用いることなどを指します。

注2 生物多様性の「活用」について

ここでの「活用」とは、生物多様性基本法にて定義された「持続可能な利用」の考え方に準拠したもので、将来にわたり長期的に、生物の多様性が維持されるような方法で、生物多様性の構成要素を利用することをいいます。本市においては、「里山的環境などを維持管理したうえでふれあいの場として活用する」ことや、「自然資源を持続的に保護するようなルールの下でエコツアーを実施すること」などを指します。

【用語解説】

※1 3 R：リデュース (Reduce：発生抑制)、リユース (Reuse：再使用)、リサイクル (Recycle：再生利用) を進めながら、やむを得ず出るごみは資源として再び利用すること。

※4 再生可能エネルギー：自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

2 施策の分野と分野別計画の関係

本計画における「施策の分野」に関連する個別の計画を、本計画の分野別計画として位置付けています。(第1章P.17～18参照)

ここでは、本計画の「施策の分野」と「分野別計画」がどのような関係性を持っているかを整理しています。また、本計画の分野別計画として位置付けとはならないものの、施策の実施にあたり連携を図る「関連計画」についても、同時に整理を行っています。

環境基本計画における「施策の分野」とは

1. 環境に関する取り組みの方向性を、体系的に示すもの。
2. 分野ごとの取り組みを、総合的な視点から示すもの。
3. 分野別計画で扱わない分野の取り組みを補足するもの。

分野別計画の位置付け

1. 環境基本計画で扱う「みどり」や「海」、「廃棄物」、「地球温暖化対策」などの各種課題に対して個別具体的な目標を掲げているもの。
2. 環境基本計画における「施策の分野」の目標を具体的に反映させるため、その達成への方向性を明らかにするといった実施計画的な側面を有するもの。

関連計画の位置付け

1. 施策の実施にあたり、連携および調整を図るもの。

■施策の分野と分野別計画および関連計画の関係（括弧内は法的根拠）

施策の分野	分野別計画		関連計画
	個別計画 (環境基本計画を上位計画と位置付けないが密な関係にある計画)	下位計画 (環境基本計画を上位計画と位置付ける計画)	
みどりの保全・創出と活用	横須賀市みどりの基本計画 (都市緑地法第4条第1項およびみどりの基本条例第9条)		横須賀市都市計画マスタープラン (都市計画法第18条の2) 横須賀市景観計画 (景観法第8条)
水辺環境の保全・創出と活用		横須賀港港湾環境計画	
生物多様性の保全・再生と活用			
自然災害の防止と抑止			横須賀市地域防災計画 (災害対策基本法第42条)
生活環境の保全・改善	生活排水処理基本計画 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条)		水道事業・下水道事業マスタープラン(2011～2021)
地球温暖化対策の推進		低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021) (地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3)	
エネルギー対策の推進			
ごみの減量化・資源化、適正処理の推進	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条)		
環境教育・環境学習の推進		横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン (環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律第8条)	
経済・社会活動との調和			横須賀産業ビジョン 2011

3 施策の分野と施策の項目の全体像

ここでは、5つの基本目標に基づいた施策の分野と施策の項目の全体像を示しています。

なお、施策の分野においては施策を進める方向性として「施策の項目」を設定し、具体的な取り組みとして「施策の方向」を掲げることとします。

また、「施策の方向」のうち、重点的・優先的に取り組むものについては、「重点施策」として位置付けを行います。

基本目標	施策の分野	施策の項目	施策の方向（例）	ページ
	1 自然環境の保全と創出をはかり、人々がゆたかな自然の恵みを実感できるまちをめざします			
	(1) みどりの保全・創出と活用 施策の目標：自然環境と人々の生活をよりよくしていくための「みどりの量と質の向上」をめざします 指標（例）：自然とのふれあいの場づくりを積極的に進めます 都市公園の面積を460.7haとし、維持します 近郊緑地特別保全地区を291.4haとし、維持します など			40
	①みどりの保全 ・地域制緑地の新規指定および既指定地区における適切な指導・誘導の推進 ・緑地保全のための基金の充実および新たな財源確保策の検討 など			43
	②みどりの創出 ・公共施設における緑化の推進 ・自然の魅力を生かした公園・緑地の整備 など			44
	③みどりとのふれあいの推進 ・里山的環境の保全・活用によるふれあいの機会の推進 ・景観重要樹木の指定 など			45
	(2) 水辺環境の保全・創出と活用 施策の目標：水辺環境の保全と創出をはかり、水に親しめるまちをめざします 指標（例）：水辺の生物などと共生する多自然型河川の保全や、環境に配慮した補修を行います 護岸の改修や海岸の保全対策により、海とふれあえる水際線を整備します 10,000メートルプロムナードの整備を推進します など			46
	①河川環境の保全と創出 ・自然景観などに配慮した河川環境の保全 ・河川の美化活動の積極的な展開 など			49
	②海域環境の保全と創出 ・海岸の侵食対策および砂浜などの再生 ・自然海岸の保全 など			49
	③水とのふれあいの推進 ・海とみどりが調和した潤いのある海辺空間の創出 ・10,000メートルプロムナードの整備・活用の推進 など			50

基本目標	施策の分野	施策の項目	施策の方向(例)	ページ
1 自然環境の保全と創出をはかり、人々がゆたかな自然の恵みを実感できるまちをめざします				
	(3) 生物多様性の保全・再生と活用 施策の目標：生物多様性の保全と再生をはかり、多様な生物が生息、生育および繁殖することができる環境をめざします 指標(例)：生物多様性保全のための戦略を策定します 自然植生保全配慮指針を策定します エコツアー実施地区を2カ所設定します など			51
		①生物多様性の保全・再生	・動植物などの調査・研究 ・特定外来生物や有害鳥獣の防除 など	55
		②生物とのふれあいの推進	・自然観察会の開催 ・河川や海辺などの親水施設の整備 など	55
	(4) 自然災害の防止と抑止 施策の目標：自然の多様な特性に配慮し、安心して暮らせる環境を創出します 指標(例)：丘陵のみどり(樹林地)の維持管理モデル事業を1カ所で実施します 防災拠点となる公園を1カ所新規整備します 海岸保全施設の充実をはかります など			56
		①自然災害の未然防止	・がけ崩れなどを防止するための防災工事の推進 ・自然災害の未然防止に関する情報提供 など	60
		②自然災害の被害の軽減	・オープンスペース拡充の推進 ・災害時の避難などに役立つ公園の整備 など	60
2 生活環境の保全・改善をはかり、快適に暮らせるまちをめざします				
	(1) 生活環境の保全・改善 施策の目標：空気や水のきれいさなどを確保し、健康で快適に暮らせる生活環境を維持します 指標(例)：大気汚染・有害大気汚染物質などに係る環境基準の達成・維持をめざします 水質・土壌などに係る環境基準の達成・維持をめざします 市内の歴史的・文化的遺産の実情を踏まえ、周知、啓発、保全、活用に努めます 生活排水処理率97%をめざします 合流式下水道の改善100%をめざします など			61
		①大気環境の保全・改善	・工場・事業場に対する立入検査の実施 ・冬期における大気汚染物質などの低減 など	66
		②水・土壌環境の保全・改善	・合流式下水道の改善 ・河川や沿岸から排出される汚濁負荷量の低減 など	67
		③化学物質対策の推進	・魚介類中の有害化学物質調査 ・有害化学物質などに関する大気・水質などの調査および情報の公開 など	67
		④歴史的・文化的環境の保全と継承	・近代化遺産の保全と活用 ・特色のある郷土の歴史の継承 など	68
		⑤その他の生活環境の保全・改善	・道路騒音・振動調査の実施 ・空き地の適正管理の啓発 など	69

基本目標	施策の分野	施策の項目	施策の方向(例)	ページ
3 低炭素社会を構築し、地球環境問題に対応したまちの実現をめざします				
	(1) 地球温暖化対策の推進 施策の目標：日常生活、事業活動において、地球温暖化への影響を認識し、地域から貢献を行います 指標(例)：市の公用車に低公害車の100%導入をめざします (消防のポンプ車など特殊車輛を除く) 横須賀市域における温室効果ガスの排出量を基準年度(1990年度(平成2年度))に比べて20%削減することをめざします 市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量を基準年度(2008年度(平成20年度))に比べて5%削減することをめざします など			70
	①温室効果ガスの削減 および吸収源の増加	・YESの運用・管理や、環境施策の効果的な実施 ・低公害車普及の促進 など		74
	②地球温暖化適応策※5の 推進	・雨水浸透施設の普及・指導 ・ヒートアイランド対策の検討・推進 など		74
	③都市交通に係る環境 負荷の低減	・新たな交通システムの検討や交通渋滞の緩和施策 の推進 ・道路整備に伴う緑化 など		75
	(2) エネルギー対策の推進 施策の目標：日常生活、事業活動において、環境にやさしいエネルギー利用を推進します 指標(例)：公共施設における再生可能エネルギー※4の導入を進めます 市域における太陽光発電などの再生可能エネルギー※4の普及促進をはかり ます など			76
	①省エネルギー対策の 推進	・公共施設における省エネルギー手法を取り入れた 施設整備 ・ごみ焼却施設の廃熱の有効利用 など		80
	②再生可能エネルギー※4 の利用	・公共施設における設備導入 ・市民および事業者に対する普及啓発 など		80
4 循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちの実現をめざします				
	(1) ごみの減量化・資源化、適正処理の推進 施策の目標：ごみの減量化・資源化、適正処理を推進し、循環型社会を形成します 指標(例)：ごみの発生抑制などにより排出量の削減をめざします 焼却量を2009年度(平成21年度)に比べ約15%削減することをめざします 発生したごみを極力資源化し、資源化率約42%をめざします など			81
	①ごみの減量化の推進	・ごみの減量化についての普及啓発活動 ・市民団体によるまちの美化活動の支援 など		84
	②ごみの資源化の推進	・ごみの資源化についての普及啓発活動 ・集団資源回収の支援 など		84
	③ごみの適正処理の推進	・ごみ処理広域化の推進 ・ポイ捨ておよび不法投棄対策の推進 など		84

【用語解説】

※4 再生可能エネルギー：自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

※5 適応策：地球温暖化によって生じる環境への影響に対して適応を図るための取り組み。

基本目標	施策の分野	施策の項目	施策の方向(例)	ページ
5 市民、事業者、市の協働により、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合をはかります				
	(1) 環境教育・環境学習の推進 施策の目標：環境教育・環境学習の場を確保し、地球環境、地域環境にやさしい人づくりを進めます 指標(例)：社会教育分野における環境学習を推進します 環境教育指導者登録数と指導者派遣回数増加をはかります など			85
	①環境教育・環境学習の推進のための体制づくり	・環境学習の支援に関する情報提供 ・環境教育に係る指導者の登用および活用の拡大 など		88
	②環境教育・環境学習の機会の充実	・環境教育・環境学習に関する各種学習会などの開催 ・環境学習プログラムの活用 など		88
	(2) 経済・社会活動との調和 施策の目標：環境と経済の好循環をはかり、社会的な側面との統合をめざします 指標(例)：環境ナビゲーションシステムの活用による環境配慮を推進します 市民・事業者の環境活動の取り組みを推進・支援します 事業者との共同によりEV(電気自動車)普及促進に向けた支援を進めます など			89
	①環境と調和した経済活動の推進	・環境ナビゲーションシステムの活用 ・EV(電気自動車)の普及 など		92
	②環境と調和した社会活動の推進	・環境活動実施団体などに対する支援 ・フェアトレード※6の普及促進 など		92



メジロ 中央公園

【用語解説】

※6 フェアトレード：途上国との公正貿易のことで、途上国で生産された環境への影響が少ない生産物を適正な価格で購入することにより、途上国における雇用の確保と生産者の生活の安定を促し、技術力の向上と経済的な自立を支援する活動。

4 施策の分野と施策の項目

基本目標 1

「自然環境の保全と創出をはかり、
人々がゆたかな自然の恵みを実感できるまちをめざします」

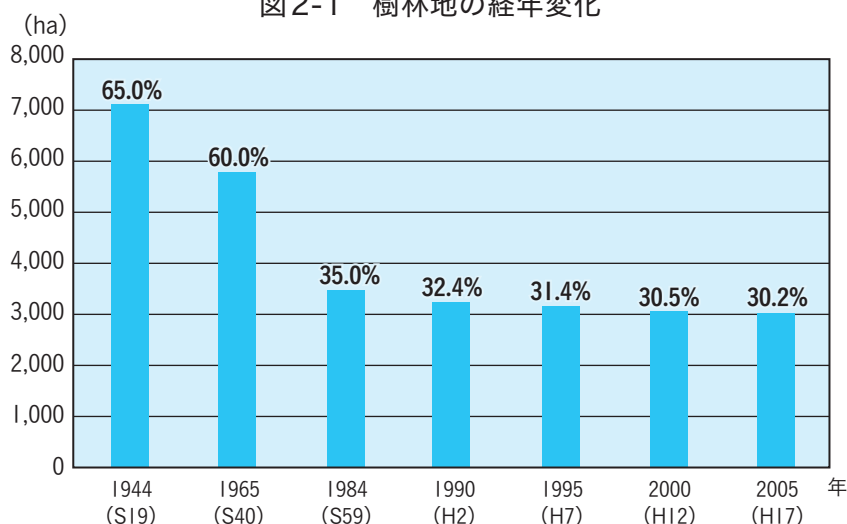
(1) みどりの保全・創出と活用

■みどりの現状と課題

本市のみどりは、三浦半島に連なる丘陵や低山地、谷戸といった多彩な自然環境の基盤であり、「横須賀の都市イメージ」の向上にも大きく貢献しています。こうしたみどりの存在は、市民に快適でゆたかな生活の場を提供し、二酸化炭素の吸収源としての役割を果たし、また多様な生物の生息・生育・繁殖空間としても重要です。

しかし、本市におけるみどりの現状をみると、樹林地の面積割合(＝樹林地率)は、1995年(平成7年)に31.4%でしたが、2005年(平成17年)には30.2%となり、10年間でわずかに減少しています。

図2-1 樹林地の経年変化



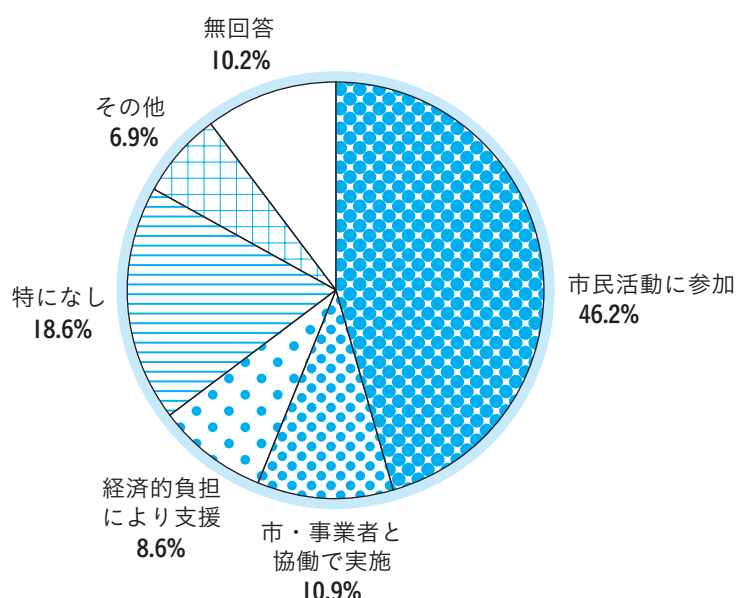
注) 1944年(昭和19年)～1995年(平成7年)は地形図より、
2001年(平成12年)～2005年(平成17年)は航空写真より作成
資料：「横須賀市みどりの基本計画」

このような現状から、今後は民有地も含めた樹林地の保全や緑化などの創出により、みどりの量を確保することが求められています。

また、本市の特徴である丘陵地のみどりや斜面緑地（樹林地）の多くは、カラスザンショウ林やコナラ林、オオシマザクラ林などの二次林※7であり、かつては薪炭林などとして利用され、維持管理がなされていましたが、現在は管理が出来なくなり、荒廃が指摘されています。このような状況から、本市のみどりは、生物多様性の保全の視点からも、維持管理が必要な状況となっています。一方で、市民アンケートの結果（自然環境保全の参加方法）からは、「市民活動に参加」したいとするニーズも多くあり、今後みどりとふれあいの場や機会を今まで以上に確保するとともに、みどりの質を保全するための維持管理活動などにも、市民参加の機会をつくる必要があります。

また、代表的な公園・緑地などの面積は表2-1のとおりです。

図2-2 自然環境保全の参加方法



資料：「横須賀市新環境基本計画策定基礎調査報告書」

表2-1 公園・緑地などの面積（2009年度（平成21年度）末現在）

単位：ha

名称	面積	名称	面積	名称	面積
近郊緑地特別保全地区	244	市民緑地	0	都市公園	451.9
近郊緑地保全区域	1,012	風致地区	1,355.7	港湾緑地	17.5
特別緑地保全地区	0	農業振興地域内農用地区域	336.7	緑地協定	88.5
保安林	51.9	市民農園	2.2		
自然環境保全地域	4.9	生産緑地	25.5		

【用語解説】

※7 二次林：過去に伐採などの人為が加えられ、その影響を受けている森林、または現在も下草刈などの人為が継続的に加えられていることにより成立している森林。

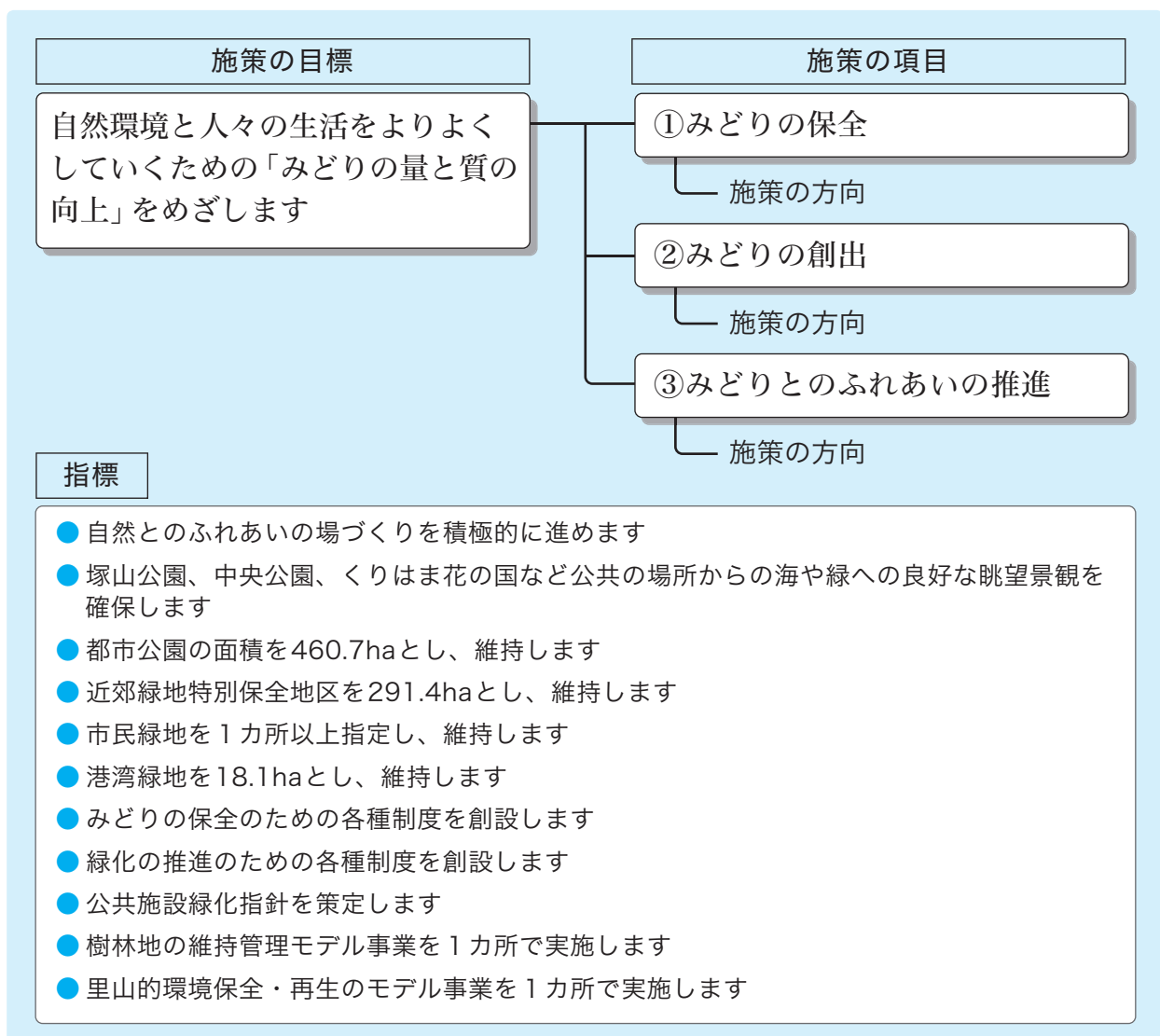
■施策の目標・指標と施策体系

本市のかげがえのないみどりを次の世代へ引継ぎ残していくためには、先に示したみどりの現状と課題を踏まえ、地域社会の中で、みどりを守り、つくり、再生し、育み、そしてふれあいの場として活用していくことが求められています。

こうしたみどりの保全と創出、活用を推進するため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、これに対する達成の目安として「指標」を設定します。

また、施策の目標に向けた取り組みを推進するにあたり、施策の項目として「みどりの保全」、「みどりの創出」、「みどりとのふれあいの推進」の3つを設定し、これらに基づき「施策の方向」を掲げることとします。

なお、具体的な施策を進める際は、本計画の分野別計画である「横須賀すみどりの基本計画」と一体となって取り組みを展開し、目標の達成を目指します。



■施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「重点施策」として、太字により記載しています。

①みどりの保全

- ア. 丘陵のみどりや自然環境のみどりを守るための制度などを検討し運用を図るとともに、地域制緑地の新規指定および既指定地区における適切な指導・誘導を推進していきます。(P.32のイメージ①に対応)
- イ. 近郊緑地特別保全地区において、既指定地の適正な保全を図るとともに、新規の指定を進めます。
- ウ. 民有地の樹林地や斜面緑地の保全のため、市民と市の協働による保全、維持管理の仕組みづくりを進めます。(P.32のイメージ⑫に対応)
- エ. 緑地保全のための基金の充実とともに、新たな財源確保策についても検討します。
- オ. 神奈川県「自然保護奨励金交付制度」の積極的運用を図ります。
- カ. 斜面緑地の景観など多面的機能を踏まえ、保全・維持・管理のあり方について総合的に検討します。
- キ. 市街化区域内の生産緑地地区を適切に保全します。
- ク. みどりの「量」を把握するために「緑被率※⁸」の調査を実施し、その結果を活用します。
- ケ. 市街化区域の開発事業地には、地区計画の導入や緑地協定を締結するなど緑地の保全を図ります。
- コ. 農業振興地域内にある農用地の確保を図るとともに、農業振興地域整備計画を推進していきます。
- サ. 河川流域・集水域にある樹林地を適正に保全します。
- シ. **樹林地の維持管理に関する体験型のモデル事業を実施し、樹林地の保全などについて学ぶ機会を創出します。**(P.32のイメージ②に対応)
- ス. 首都圏を代表する三浦半島に残された良好でまとまりのある自然環境を保全・活用するため、三浦半島国営公園の誘致活動を推進します。

【用語解説】

※⁸ 緑被率：樹木や草地など植物で被われた土地の占める割合。

②みどりの創出

- ア．道路整備に伴う緑化など環境に配慮したみどりゆたかな道路空間の整備を進めます。
- イ．公共施設における緑化を推進するために、指針などに基づき積極的な緑化を推進していきます。**
- ウ．市街化区域の開発事業地には、地区計画の導入や緑地協定を締結するなど緑化の推進を図ります。
- エ．民有地における緑化を推進するための制度などを検討し、運用を図ることで市民・事業者などの緑化を支援していきます。**（P.32のイメージ⑬に対応）
- オ．ゆたかな自然とふれあえる場を創出するため、自然の魅力を生かした公園・緑地を整備します。**（P.32のイメージ⑮に対応）
- カ．家庭で不要になった樹木を希望者に配布するグリーンバンク事業の活用を市民に呼びかけ、樹木の有効利用を積極的に推進します。
- キ．規模に応じた工場敷地内の緑化を推奨するとともに、今後整備される一定規模以上の工場については、工場敷地内の緑化面積の確保を目指します。
- ク．市民参加の花の育成を推進し、暮らしに花のある身近な環境づくりを進めます。
- ケ．新市街地や緑化の向上が望まれる既成市街地では、みどりの創出を積極的に進めます。
- コ．スポーツを通じた交流拠点となる公園を整備します。**
- サ．地区計画区域内において緑化率を定める条例の制定に向けた検討を行います。**
- シ．緑化地域・緑化重点地区を指定することにより、市街地の建築物敷地内における緑化を推進します。
- ス．（再掲）みどりの「量」を把握するために「緑被率※⁸」の調査を実施し、その結果を活用します。
- セ．谷戸地域のみどりの再生に関する検討を進めます。

【用語解説】

※⁸ 緑被率：樹木や草地など植物で被われた土地の占める割合。

③みどりとのふれあいの推進

- ア．農業体験学習を実施するとともに、市民農園などを通じて、土とふれあう機会を増やします。
- イ．海やみどりへの良好な眺望を確保するため、景観計画や景観条例の制度を活用し、建築行為などに対する景観誘導を図ります。
- ウ．環境保全に関する指導者の育成や自然保護団体の育成を図ります。
- エ．里山的環境を保全・再生するための仕組みづくりを検討し、運用を図ることで、市民がみどりとふれあう機会を創出します。(P.32のイメージ④に対応)
- オ．市民に親しまれている樹木や、景観上重要な樹木を指定し、保全を図ります。
- カ．(再掲)ゆたかな自然とふれあえる場を創出するため、自然の魅力を生かした公園・緑地を整備します。



夏の農業体験

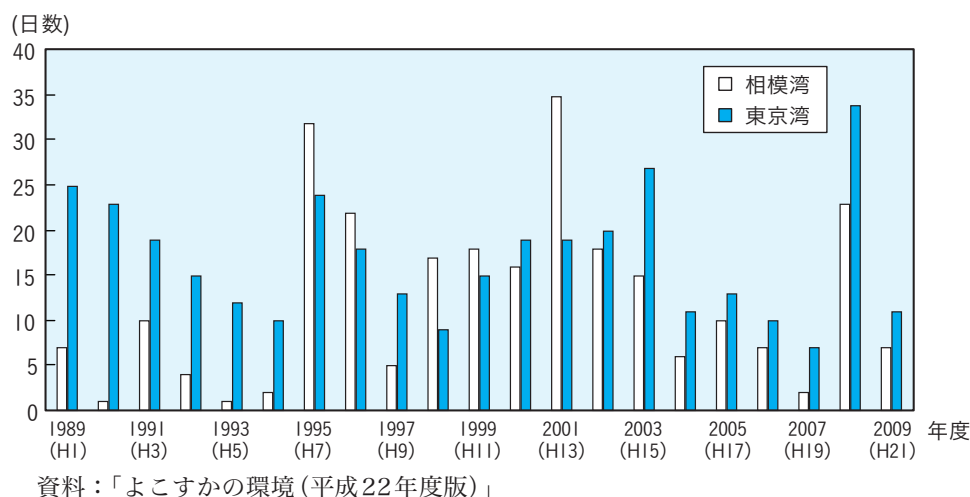
(2) 水辺環境の保全・創出と活用

■水辺環境の現状と課題

本市の水辺は、みどりとともに、横須賀の魅力を形成している最も重要な自然環境であり、谷戸を流れる川や湿地、猿島や走水、観音崎、北下浦海岸などの自然海岸は、市民が自然に触れ合える貴重な場となっています。また、特に相模湾側においては、景観的にも優れた岩礁海岸となっており、荒崎、天神島周辺や秋谷などの風光明媚な海岸があります。これらの水辺は美しい景観をつくりだし、横須賀市の観光資源となるとともに、生物による水質浄化機能、生物の生息・生育・繁殖空間としても重要な環境です。20世紀後半から、海岸域では宅地などの造成に伴う埋め立てによる海岸の減少や、侵食による砂浜の消失が大きな課題となっています。

水質汚濁の状況を見ると、河川においては、代表的な汚濁指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)については、国の環境基準を達成しており、長期的に水質は改善傾向にあります。一方、海域においては、代表的な汚濁指標であるCOD(化学的酸素要求量)については、国の環境基準を達成しているものの、長期的にはほぼ横ばいの状況にあります。また、依然として赤潮の発生も続いています。

図2-3 県内の赤潮の発生延べ日数



特に東京湾は、閉鎖性の高い水域であることから、湾内の水質が改善しにくいといった特性を持っており、現在も水質汚濁の原因は、生活排水が中心と指摘されています。

水質改善のためには、生活排水などの浄化に加え、浅海域の再生による自然の浄化機能の回復が必要です。

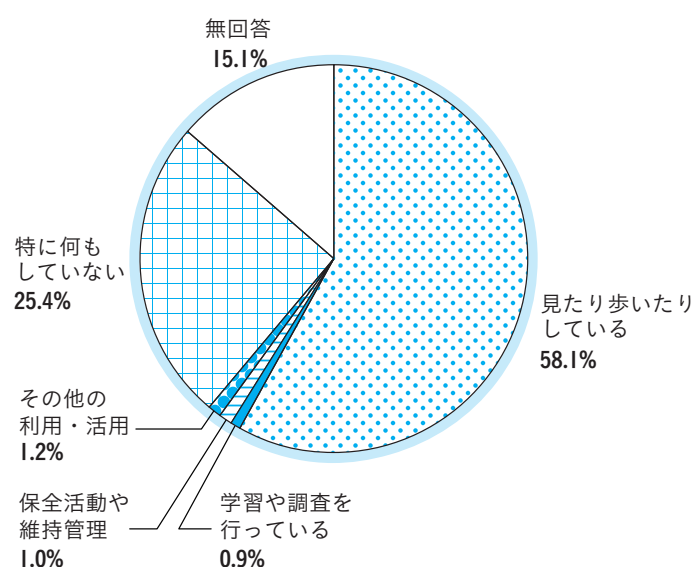
合流式下水道の改善や合併処理浄化槽の推進、水質汚濁防止法に基づく総量規制などにより、人々の生活に起因する汚濁負荷を可能な限り低減するとともに、浅海域の生き物の再生による

浄化メカニズムを回復するための取り組みが求められています。

また、漁獲量が減少しており、漁業資源の回復のためにも浅海域の再生や水質の改善が求められます。

本計画の策定時に実施した市民アンケート結果によると、水辺の状態について市民の満足度が低く、「川や海の水質の保全」は、優先して取り組むべき事項の3位となりました。また、市内の自然環境の利活用の状況でも、自然海岸では多くの人が利活用していると答えていますが、河川では約1割程度しか利活用していないといった結果になるなど、身近にあるはずの市内の水辺は、ふれあいの場として十分機能していない可能性があります。こうした結果を踏まえると、市民などにとって良好な水辺環境を確保するために、河川や海辺においては、さらなる環境改善のための取り組みが求められています。

図2-4 市民による自然海岸の利活用の状況



資料：「横須賀市新環境基本計画策定基礎調査報告書」



立石

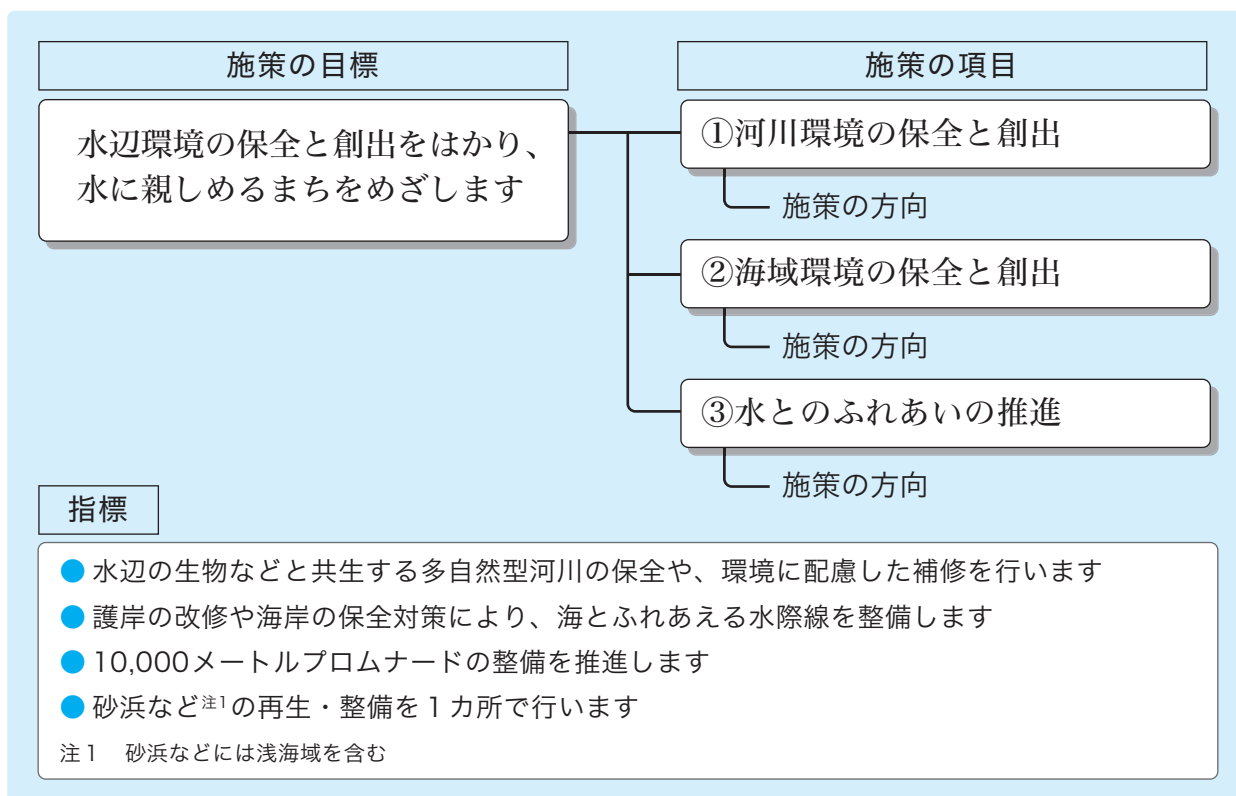
■施策の目標・指標と施策体系

本市の水辺をみどりとともに次の世代へ引継ぎ残していくためには、流域単位で水辺空間を捉え、水循環の健全化を目指すとともに、水辺の生き物と共生する水辺空間の保全と再生が求められます。また、現在も多くの市民が本市の水辺を利活用しており、環境改善ニーズも高いことから、更なる水質の向上とふれあい空間の創出を進める必要があります。

こうした水辺環境の保全と創出を進めるため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、達成の目安として「指標」を設定します。

また、施策の目標に向けた取り組みを推進するにあたり、施策の項目として「河川環境の保全と創出」、「海域環境の保全と創出」、「水とのふれあいの推進」の3つを設定し、これらに基づき施策の方向を掲げることとします。

なお、港湾区域において具体的な施策を進める際は、本計画の分野別計画である「横須賀港港湾環境計画」と一体となって施策を展開し、目標の達成を目指します。



■施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「重点施策」として、太字により記載しています。

①河川環境の保全と創出

ア．治水機能の向上とともに、自然景観や周辺環境、生態系に配慮した河川環境の保全を推進します。

イ．河川環境の維持管理などを進めるため、市民、事業者、市の協働による河川の美化活動を積極的に展開します。

ウ．有用微生物群 (EM) ^{※9} を活用し、河川浄化に努めます。

②海域環境の保全と創出

ア．横須賀の特色のひとつである海岸景観を考慮しつつ、海岸の侵食対策および砂浜などの再生を行います。(P.32のイメージ③に対応)

イ．市民、事業者、市の協働による、海域環境の美化を推進します。

ウ．自然海岸などの保全に努め、沿岸植物や海鳥などの生態系を保持します。

エ．横須賀の特色のひとつである海岸・海域環境を、地域住民の意向をくみ取りながら、適切に保全します。

オ．海水浴場の水質検査を実施します。

カ．(再掲) 海やみどりへの良好な眺望を確保するため、景観計画や景観条例の制度を活用し、建築行為などに対する景観誘導を図ります。

キ．河川や沿岸から排出される汚濁負荷量の低減に努めるとともに、しばしば赤潮の発生が見られる東京湾の水質改善に努めます。

【用語解説】

^{※9} 有用微生物群 (EM)：腐敗を抑制し発酵を促す乳酸菌や酵母、汚染物質を取り込み浄化する光合成細菌を主体とした安全で有用な微生物の共生体。

③水とのふれあいの推進

- ア．水辺環境に関する調査・研究、普及啓発、人材育成機能などの向上を図ります。
- イ．海とみどりが調和した潤いのある海辺空間を創出するため、水際線に緑地などを整備します。
- ウ．港湾海岸の高潮対策事業の推進および老朽化した護岸の改修を実施します。
- エ．自然とのふれあいを通じた人々の交流を促すため、海とみどりを生かした10,000メートルプロムナードの整備・活用を推進します。
- オ．市民の暮らしにやすらぎと潤いを提供するため、横須賀独自の自然、歴史、文化と調和した海辺の環境形成を目指します。(P.32のイメージ⑥に対応)
- カ．河川や海辺などの親水施設の充実を図ります。(P.32のイメージ⑤に対応)
- キ．ため池の維持管理は、自然環境に配慮して行います。
- ク．水質・土壌などに係る有害物質などの調査を定期的 to 実施するとともに、生物相調査などを行い、市域の水環境特性の把握に努め、調査結果の公表を行います。



シュノーケリング教室

(3) 生物多様性の保全・再生と活用

■生物多様性の現状と課題

みどりと水を守るとともに、そのゆたかな自然環境を基盤とした生物多様性の保全と持続可能な活用についても取り組みを進める必要があります。

本市の生物多様性の基盤となる自然環境の特性をみると、三浦半島の山地、丘陵地からなる起伏の多い地形を反映し、丘陵の二次林^{※7}や自然林^{※10}、点在する斜面林のほかに、北東部を中心とした谷戸、市南部・西部に広がる農地や、自然海岸といった多様な景観を有しています。本市の生物多様性はこれらの環境に適応したさまざまな生き物によって構成されており、また私たちの暮らしにもたくさんの恵み(防災やヒートアイランド緩和機能、レクリエーションの場の提供など)をもたらしています。

【用語解説】

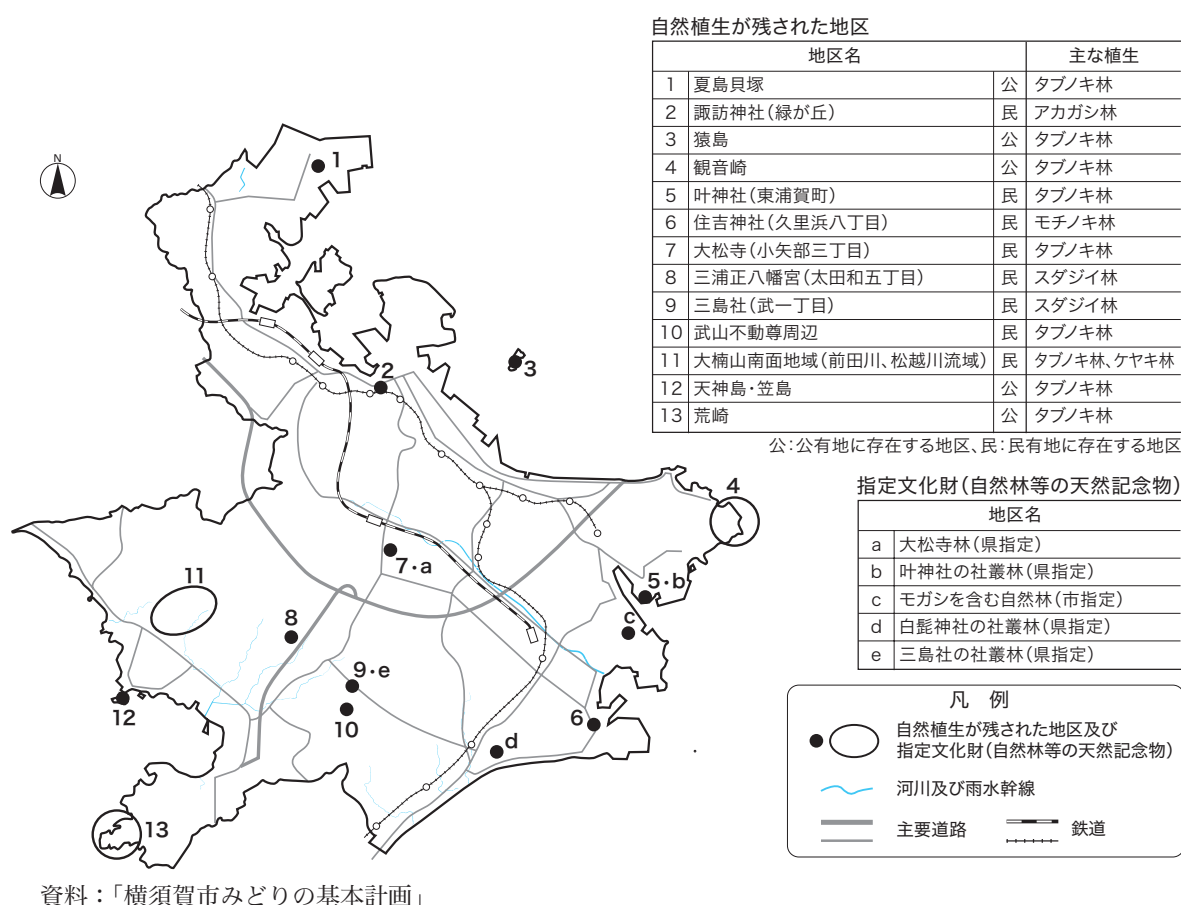
※7 二次林:過去に伐採などの人為が加えられ、その影響を受けている森林、または現在も下草刈などの人為が継続的に加えられていることにより成立している森林。

※10 自然林:人の手が加えられていない自然状態の林。代表的なものとして、シイ・カシ・タブ林などがある。

日本の生物多様性の課題として、「乱獲による種の減少・絶滅」、「開発による緑地や干潟などの減少に伴う生物の生育・生息地の減少」、「里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下」、「外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱」などが挙げられていますが、本市においても同様な課題が生じています。

特に、市内には比較的多くのみどりが残されていますが、多くはカラスザンショウ林やコナラ林、オオシマザクラ林といった代償植生(人為的干渉の影響により成立した植生)です。こうした植生は、かつては雑木林として活用されており、そこは三浦半島に特有の多様な生物のすみかとなっていました。近年は管理放棄により遷移が進み、林相の単純化や林床の裸地化などが生じています。その結果、生物の生息・生育・繁殖環境が変化し、生物多様性の低下を引き起こしている可能性があります。一方で、自然林^{※10}はその存在そのものが生物多様性の保全にとって重要な存在となっていますが、現在市内に残されているのはわずかであり、そのうち一部は天然記念物に指定されているものの、多くは民有地であり、今後も保全のための取り組みが必要となります。

図2-5 自然植生が残された地区及び自然林^{※10}等の天然記念物



【用語解説】

※10 自然林: 人の手が加えられていない自然状態の林。代表的なものとして、シイ・カシ・タブ林などがある。

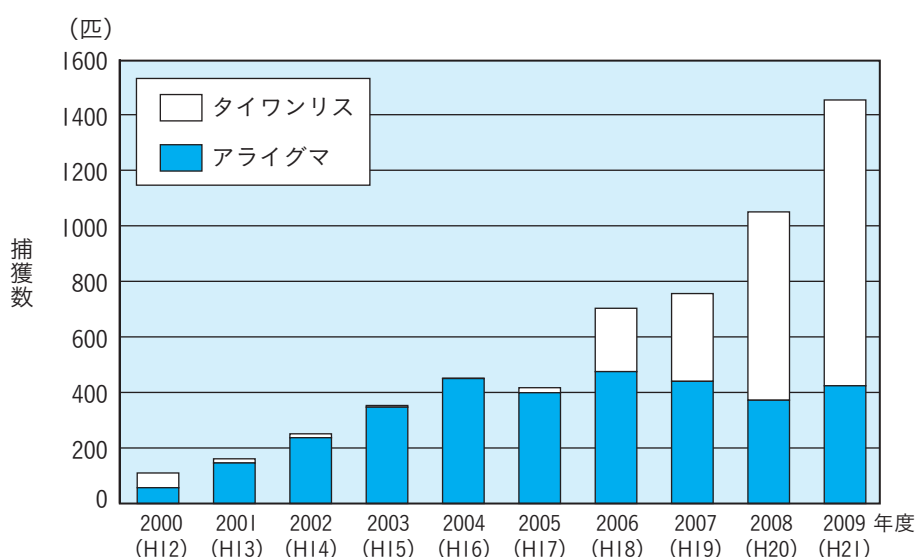
一方、海域を見てみると、特に横須賀港周辺においては埋立地が多く、直立の護岸が中心となっていることから、浅場や干潟などの、多様な生物が生育可能な環境が不足している状況にあります。このため港湾などの利用を考慮しつつ、生物多様性の面からも、可能な範囲で沿岸構造の改善や浅海域の再生を図ることが重要です。

また、近年は特定外来生物（アライグマやタイワンリスなど）の捕獲数が増加しており、これらによる本市の在来種からなる生態系への影響や、農作物および生活への被害の増加が懸念されています。

したがって、生物多様性に関するこうしたさまざまな課題を解決し、保全・再生の取り組みを進めるには、まずは市内の生態系のどこをどのように保全し、再生、活用するのかといった事項を総合的に定めた戦略が必要となります。

生物多様性保全のためには、保全・再生とともに地域の生物多様性からもたらされる恵みをどのように持続可能な形で活用するかといった観点からも取り組みが必要です。本市には、猿島を始めとしたゆたかな自然と歴史的遺産を残す地区が多く見られます。こうした地区では、自然環境の保全だけでなく、観光振興や環境教育の場としての利活用を目的としたエコツーリズム^{※11}などにより、持続可能な活用が求められています。また、「生物多様性」という考え方そのものが現在には十分に浸透していない状況であるため、活用を通じて「生物多様性」に対する理解、認識を促すことも重要です。

図2-6 特定外来生物の捕獲実績



注) タイワンリスについてはH20年度から本格的に捕獲を実施

資料：経済部資料

【用語解説】

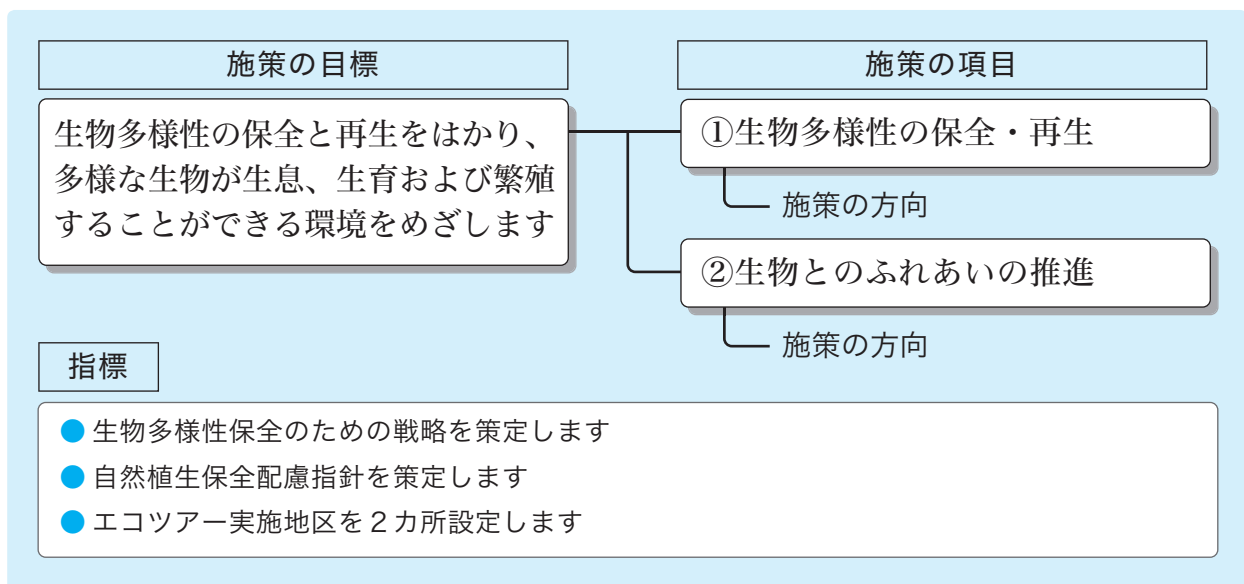
※11 エコツーリズム：地域の自然観光資源を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる自然環境の保全や歴史文化の保全に責任を持つ観光の在り方。

■施策の目標・指標と施策の体系

本市においては、第一段階として市内の生物多様性の状況を把握し、市民への普及啓発を進めるとともに、私たちのライフスタイルの転換も含めた生物多様性を守るための保全・再生の取り組みと、持続可能な活用を進めていくことが必要です。

こうした生物多様性の保全・再生と活用を進めるため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、達成の目安として、「指標」を設定します。

また、施策の目標に向けた取り組みを推進するにあたり、施策の項目として「生物多様性の保全・再生」、「生物とのふれあいの推進」の2つを設定し、これらに基づき施策の方向を掲げることとします。



■施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「重点施策」として、太字により記載しています。

①生物多様性の保全・再生

- ア．動植物などの調査・研究を進め、生物多様性の保全・再生施策への活用を図ります。
- イ．市民、事業者、市の協働による、生物多様性の保全・再生に適した、すぐれた自然環境の保全に努めます。
- ウ．生態系に被害を及ぼす特定外来生物や有害鳥獣の防除に努めます。
- エ．生物多様性の保全の観点から、公有地（都市公園）における自然植生などの保全を推進します。
- オ．**生物多様性保全・再生の基本的指針となる戦略を策定します。**

②生物とのふれあいの推進

- ア．生物の生息状況などに係る調査を実施し、環境教育・環境学習や自然観察会などへの活用を図ります。
- イ．（再掲）河川や海辺などの親水施設の充実を図ります。
- ウ．（再掲）ため池の維持管理は、自然環境に配慮して行います。
- エ．**生物多様性保全と、市民のふれあいの機会の創出・活用の両立を進めるため、里山的環境の保全・再生やエコツーリズム^{※11}の取り組みを推進します。（P.32のイメージ⑦に対応）**

【用語解説】

※11 エコツーリズム：地域の自然観光資源を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる自然環境の保全や歴史文化の保全に責任を持つ観光の在り方。

(4) 自然災害の防止と抑止

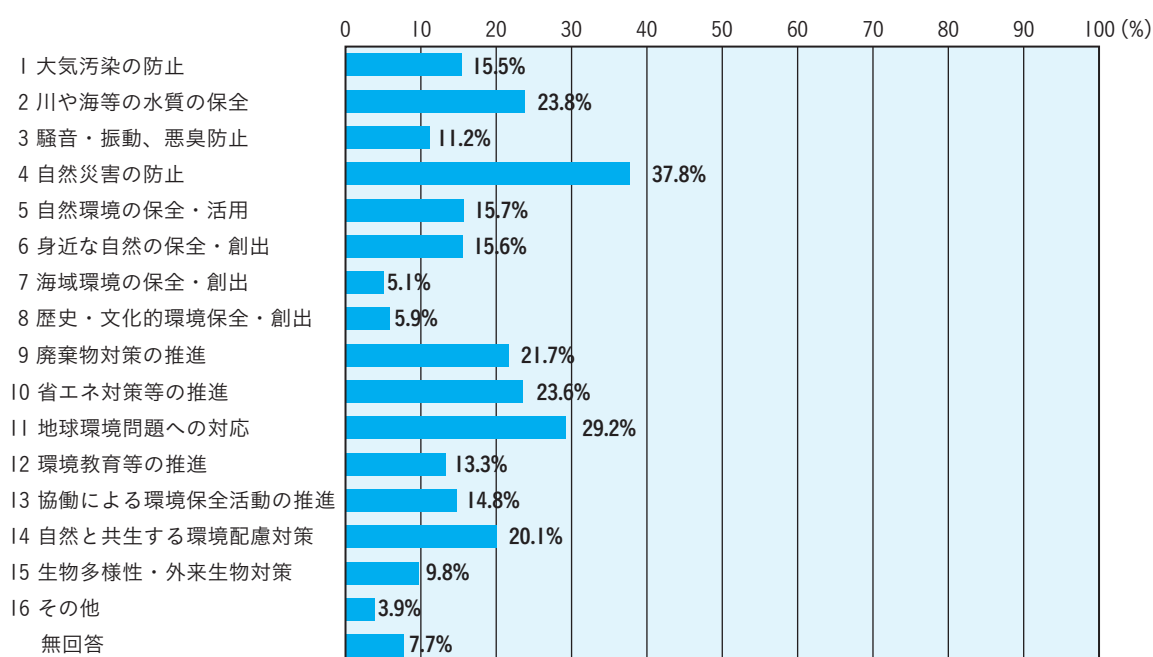
■自然災害の現状と課題

本市の最大の魅力であるゆたかなみどりと水は、一方で土砂災害や洪水被害・高潮被害といった自然環境に起因する災害が生じる「場」となります。

2009年度(平成21年度)に実施した市民アンケート調査結果においても、自然災害の防止は「優先して取り組んでほしい環境の分野」の第1位(図2-7)となっており、地域別にみても各地域で第1位でした。

市民の関心や対応のニーズは依然として高く、みどりと水を守る取り組みと一体的に進める必要があります。

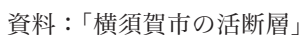
図2-7 市民アンケートによる計画で優先して取り組んでほしい分野



資料：「横須賀市新環境基本計画策定基礎調査報告書」

みどりと水が市民生活の場に身近に存在する本市では、こうした状況を踏まえ、これまでも自然災害への対応について、急傾斜地の崩壊防止工事を積極的に推進するなどの取り組みを進めており、今後も継続的な実施が必要です。

図2-8 断層・活断層の分布



※12 谷壁：谷の流路方向に対し直角方向の斜面のこと。

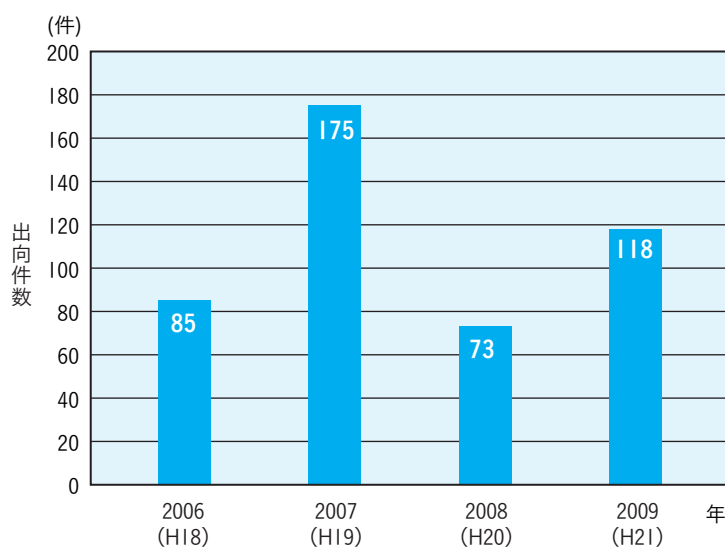
丘陵部のみどりや、河川流域・集水域の樹林地においては、維持管理不足による荒廃が進んだ結果、倒木や枯死木が降雨時に土砂とともに流出し、下流域での土砂災害が生じる可能性が指摘されています。こうした災害リスクを低減するため、樹林地での適切な維持管理の実施などを行うことが大切です。

本市には急勾配で幅の狭い河川が多く、豪雨時に水害の発生をもたらす可能性があることから、水害に備えた対策が重要です。また、市街地においては、都市化の進展に伴い豪雨時に雨水が急激に流出しやすい状況にあるため、その対応策として市街地における雨水浸透機能を向上させることも重要です。

一方、海域沿岸を見ると、本市は三方を海に囲まれていることから、今後さらに地球温暖化が進んだ場合には、高潮などによる大きな被害を受ける可能性があります。このため、今後も引き続き、高潮などに対応した海岸保全施設の整備を進める必要があります。

また、万が一自然災害が発生した際を想定し、その被害を軽減させる対策についても取り組む必要があります。具体的には、災害時における避難場所や被害軽減効果が期待されるオープンスペースとして、公園などのみどりを維持しつづけることも、重要な取り組みとなります。

図2-9 消防隊が台風や豪雨、強風などで家屋損壊、浸水、がけ崩れなどの風水害により調査・出向した件数



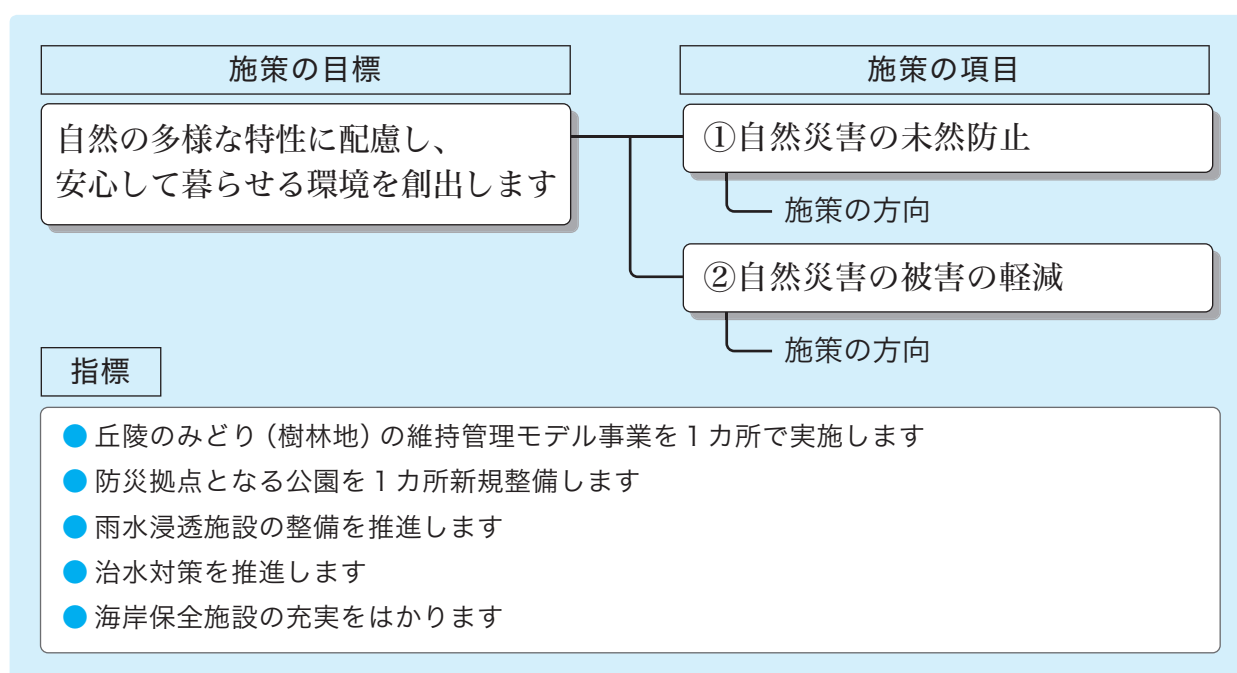
資料：「横須賀市消防年報」（平成18年版～平成21年版）

■施策の目標・指標と施策体系

みどりと水に育まれた本市において、市民生活に直結した自然災害への対応は、自然災害が発生した際の対応だけでなく、災害を未然に防止するための施設整備といったハード対策、市民への情報提供の強化といったソフト対策の双方から着実に進めていくことが求められています。

こうした自然災害への対応を進めるため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、達成の目安として「指標」を設定します。

また、施策の目標に向けた取り組みを推進するため、施策の項目として「自然災害の未然防止」、「自然災害の被害の軽減」の2つを設定し、これらに基づき施策の方向を掲げることとします。



■施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「**重点施策**」として、**太字により記載しています**。

①自然災害の未然防止

- ア．既成宅地におけるがけ崩れや地すべりを防止するため、防災工事を助成します。
- イ．急傾斜地崩壊対策を進めます。
- ウ．日頃からそれぞれの立場で自然災害に対する備えができるよう、市民・事業者に対して、自然災害の未然防止に関する情報の提供を行います。
- エ．自然災害の未然防止のため、谷戸地域の住環境整備に向けた具体的な方針・施策の検討を行います。**
- オ．浸水対策を図るとともに、雨水浸透施設の普及・指導に努めます。
- カ．（再掲）民有地の樹林地や斜面緑地の保全のため、市民と市の協働による保全、維持管理の仕組みづくりを進めます。
- キ．高潮、波浪などによる被害防止のため、護岸などの整備による越波や浸水の防止を図ります。

②自然災害の被害の軽減

- ア．活断層に起因する地震や、活断層の動きに影響のある大規模地震の発生に対応するための活断層上やその周辺における建築物の安全性の確保を検討します。
- イ．土地の高度利用を行う際は、オープンスペースの拡充を推進します。
- ウ．災害時の避難、救護活動などに役立つような公園を整備します。**

基本目標2

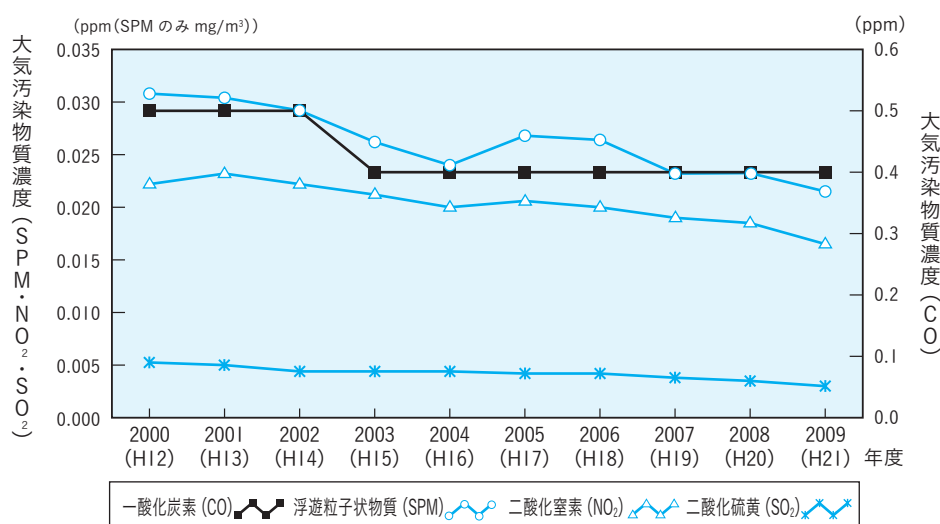
「生活環境の保全・改善をはかり、快適に暮らせるまちをめざします」

(1) 生活環境の保全・改善

■生活環境の現状と課題

本市の環境問題は、かつては産業型公害が中心となっていました。近年の社会的環境へのニーズの高まりから対応が進み、生活環境は経年的にも市民実感としても改善傾向にあります。しかしながら、自動車騒音対策や悪臭への対応など、都市活動や市民生活に密着した課題もあり、また、まちの美化に対する課題意識やニーズも高くなっています。

大気環境の状況をみると、光化学オキシダント※¹³以外の物質は全て環境基準を達成しており、経年的にも改善傾向にあります。こうした傾向を今後も維持し、さらに改善していくことが必要です。なお、光化学スモッグ※¹⁴の原因となる光化学オキシダント※¹³は、工場・事業場、自動車などから排出された窒素酸化物や炭化水素から二次的に発生すると考えられています。本市だけでなく県内の全ての一般局で環境基準が非達成であり、国際的な取り組みも含めた広域での取り組みが求められています。

図2-10 大気汚染物質濃度(SO₂,SPM,NO₂,CO)の年平均値の推移

資料：横須賀市ホームページ「よこすかの環境測定結果」

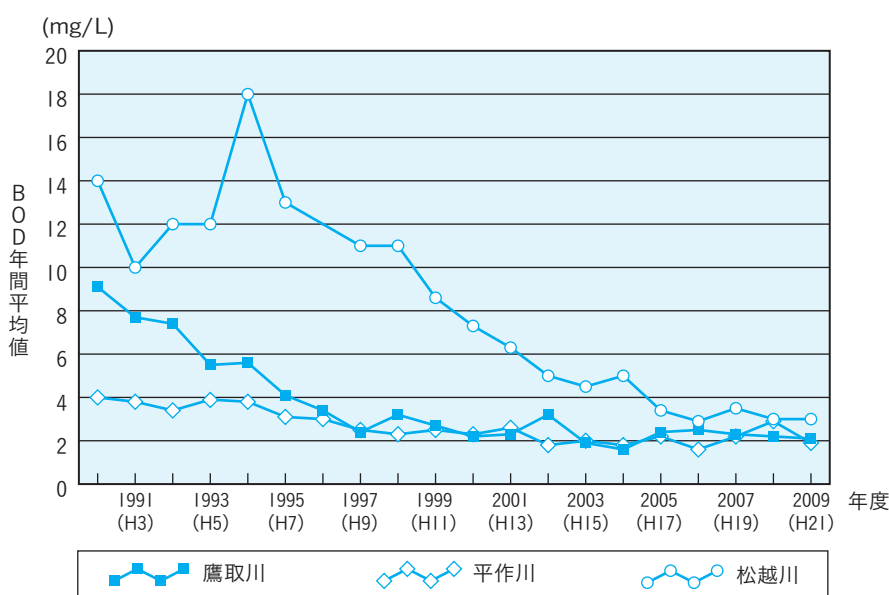
【用語解説】

※¹³ 光化学オキシダント：工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が、一定レベル以上の汚染の下で紫外線により光化学反応をおこし、生じた物質。

※¹⁴ 光化学スモッグ：光化学オキシダントや視程の低下を招く粒子状物質（エアロゾル）を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のこと。

水質・土壌などの状況をみると、公共用水域^{※3}の河川、海域の水質および地下水質について、概ね環境基準は達成しています。特に河川では代表的な汚濁物質であるBODをみると、長期的な改善傾向がみられるなど、公共下水道の整備などこれまでの取り組みの成果があらわれ、良好な状態を保っています。しかしながら、私たちのくらしや事業活動により出される汚濁負荷の最終到達地点である海域では、環境基準は達成しているものの、東京湾、相模湾ともに赤潮が依然として発生しており、代表的な汚濁物質であるCODの値はほぼ横ばいの傾向にあります。こうした状況を踏まえ、今後も汚濁負荷の低減や、水質浄化のための取り組みを進めるとともに、周辺自治体と連携した取り組みも必要です。そのほか、水質、底質、土壌のダイオキシン類についても、継続的に調査を実施しており、環境基準を達成しています。

図2-11 市域の河川におけるBODの推移

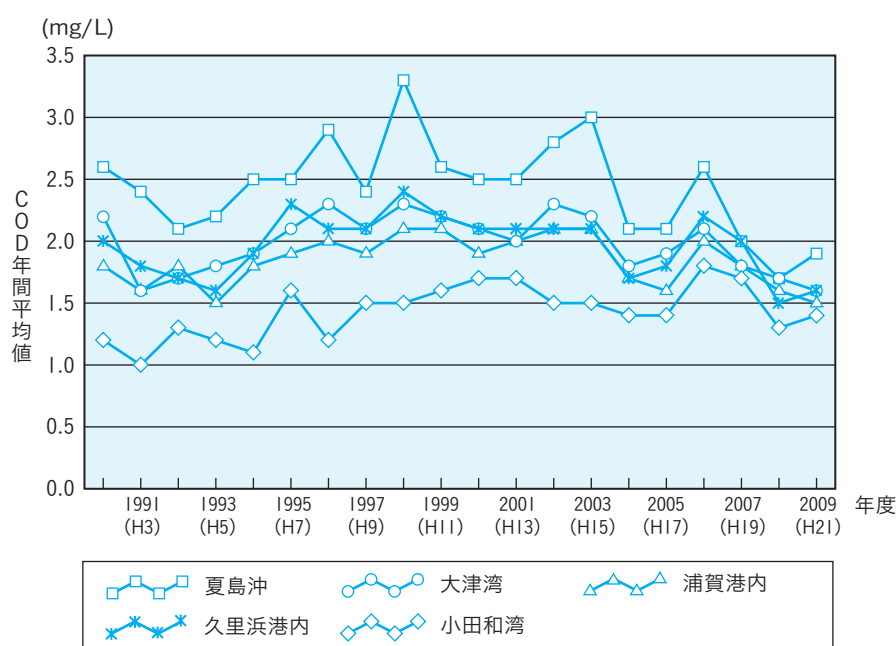


資料：横須賀市ホームページ「よこすかの環境測定結果」

【用語解説】

※3 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域およびこれに接続する公共溝渠（給排水のために水を流す公共の溝）、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路。

図2-12 市域の海域におけるCODの推移



資料：横須賀市ホームページ「よこすかの環境測定結果」

私たちの生活になくてはならない化学物質についても、近年関心が高まっており、安全性の確保やリスクコミュニケーション※15についても取り組みが求められています。化学物質は洗剤や医薬品、食品に含まれる調味料など幅広く含まれていますが、その中でも特に私たちの生活にとって有害な化学物質（ダイオキシン類や農薬など）の情報については、行政が必要に応じて調査や指導といった対策をとることにより把握することが必要です。また、これらの化学物質の情報を、地域コミュニティを構成する関係者（市民、事業者、市など）が対話を通じて、そのリスクに関する情報を信頼関係を築きつつ共有し、くらしの安心・安全を確保することが重要であり、本市においても、この重要性を認識し、化学物質対策を進めるとともに、情報公開などリスクコミュニケーション※15に努める必要があります。

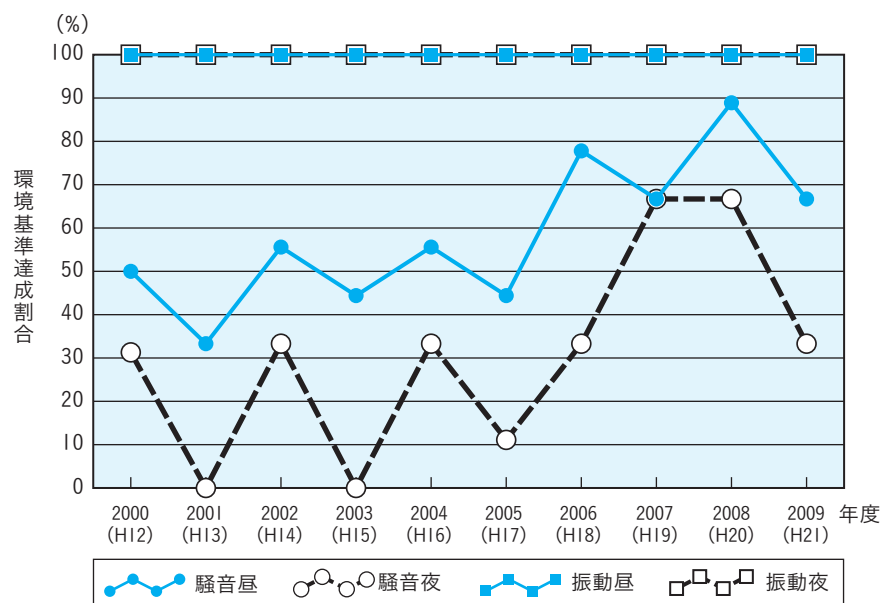
また、ほかにも本市を特徴付けるものとして、歴史的・文化的環境も欠かすことができません。本市には、鎌倉時代の三浦一族の史実や開国期を彩った歴史的・文化的資源が多く残されており、これらの資源はよこすかのまちの魅力を向上させ、市民の郷土に対する親しみを涵養する源として、快適に暮らす上で欠かせないものとなっています。こうした資源についても、保全や継承の取り組みが必要不可欠です。

【用語解説】

※15 リスクコミュニケーション：化学物質による環境リスクに関する正確な情報を関係者で共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

その他、生活環境の中には、騒音・振動や悪臭など、依然として課題として残されている事項もいくつかあります。特に、騒音については、幹線道路沿道において、環境基準を達成していない地点があり、低騒音舗装などの対策や運転モラルに対する啓発など幅広い取り組みが求められています。

図2-13 騒音・振動の環境基準達成割合



注) 環境基準達成割合は、「基準を達成した測定地点数／総測定地点数×100」として算出。振動は要請限度に対する達成割合を示している。

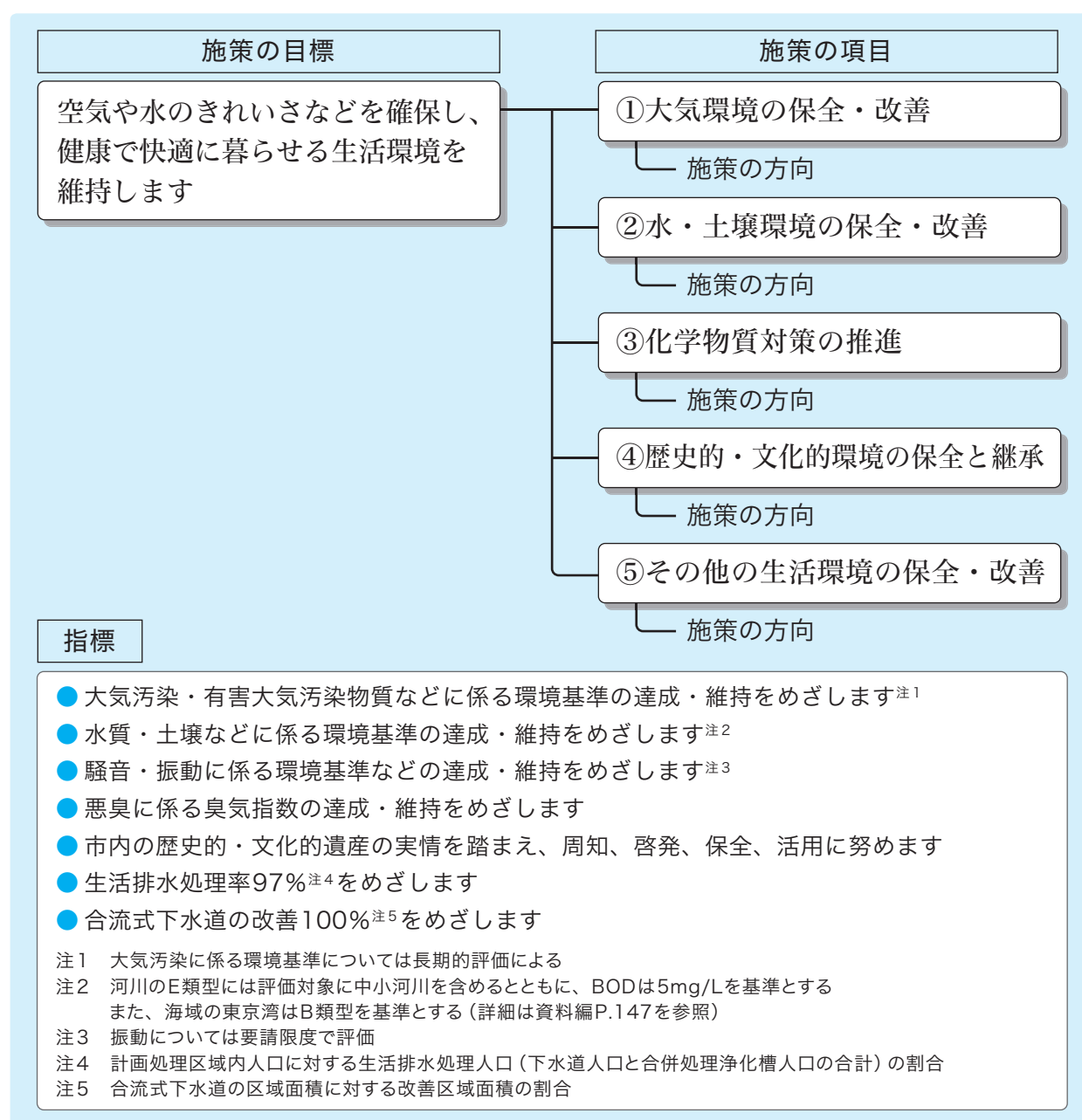
資料：横須賀市ホームページ「よこすかの環境測定結果」

■施策の目標・指標と施策体系

環境保全対策の推進や歴史的・文化的環境の保全などのため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、達成の目安として「指標」を設定します。

また、施策の目標に向けた取り組みを推進するため、施策の項目として「大気環境の保全・改善」、「水・土壌環境の保全・改善」、「化学物質対策の推進」、「歴史的・文化的環境の保全と継承」、「その他の生活環境の保全・改善」の5つを設定し、これらに基づき施策の方向を掲げることとします。

なお、特に水環境の保全にあたっては、本計画の分野別計画として位置付けた「生活排水処理基本計画」と一体となって施策を展開し、目標の達成を目指します。



■施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「**重点施策**」として、**太字**により記載しています。

①大気環境の保全・改善

ア．市自らが率先して自動車使用の自粛や低公害車の導入などを図ります。

イ．有害大気汚染物質などの汚染状況を把握するための調査を行います。

ウ．工場・事業場に対して、立ち入り検査などによる排出基準の遵守の徹底と大気汚染防止の指導を行います。

エ．冬期における大気汚染物質などの低減に向けた取り組みを進めます。

オ．一般環境大気測定および自動車排出ガス測定により、地域の実情に応じた監視網を形成し、監視結果の公表を行います。

カ．マイカー利用の抑制や、交通マナーの向上など、市民や事業者に対する啓発を推進します。



立ち入り検査(大気)

②水・土壌環境の保全・改善

- ア. 工場・事業場に対して定期的に排水調査を行い、排水基準の遵守と水質汚濁防止の指導を行います。
- イ. 下水道整備を進めるとともに、各家庭の下水道への接続を推進します。
- ウ. 現在ある合流式下水道の雨天時放流負荷量を、汚水専用管敷設、雨水滞水池の設置などにより削減します。
- エ. 下水の高度処理施設の導入の検討を行います。(P.32のイメージ⑱に対応)
- オ. (再掲) 水質・土壌などに係る有害物質などの調査を定期的実施するとともに、生物相調査などを行い、市域の水環境特性の把握に努め、調査結果の公表を行います。
- カ. (再掲) 河川や沿岸から排出される汚濁負荷量の低減に努めるとともに、しばしば赤潮の発生が見られる東京湾の水質改善に努めます。
- キ. 有害物質の使用状況調査、土壌調査などの指導を行います。また、汚染土壌処理施設の監視・指導を行います。
- ク. 農薬・化学肥料の使用量や使用法に配慮した環境にやさしい農業を推進します。
- ケ. (再掲) 有用微生物群(EM)^{※9}を活用し、河川浄化に努めます。
- コ. (再掲) 海水浴場の水質検査を実施します。
- サ. 下水道事業計画認可区域外においては、合併処理浄化槽への転換を啓発、指導していきます。

③化学物質対策の推進

- ア. 産業廃棄物焼却施設などの設置者に対して、排出基準や維持管理基準の遵守の徹底を指導し、ダイオキシン類対策を推進します。
- イ. 市のごみ処理施設について、ダイオキシン類の削減などに対処した施設整備・管理の適正化を図ります。
- ウ. 食の安全の観点から、魚介類中の有害化学物質調査を行います。
- エ. 有害化学物質などに関する大気・水質などの調査を実施し、情報の公開など、リスクコミュニケーション^{※15}に努めます。

【用語解説】

※9 有用微生物群(EM)：腐敗を抑制し発酵を促す乳酸菌や酵母、汚染物質を取り込み浄化する光合成細菌を主体とした安全で有用な微生物の共生体。

※15 リスクコミュニケーション：化学物質による環境リスクに関する正確な情報を関係者で共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

④歴史的・文化的環境の保全と継承

ア．近代化遺産の保全と活用を図ります。

イ．横須賀の歴史・文化・自然に関する貴重かつ重要な文化的遺産を未来へ継承していくため、保全と活用を推進します。（P.32のイメージ⑩に対応）

ウ．埋蔵文化財の保護・保存のために、その所在・範囲に関する資料を作成し、市民および開発事業者などへの周知を推進します。また、展示会や報告書の刊行により、発掘調査記録の公開に努めます。

エ．地域の歴史を掘り起こすとともに、特色ある郷土の歴史を理解し、市民の誇りとして将来に向けて継承していきます。

オ．先人から引き継いだ文化財を将来へと受け継ぎ、市民の文化の向上に役立つよう、史跡地の保護・整備や文化財の調査を推進します。また、文化財の保全修理事業や管理に対する補助を行い、文化財の総合的な保存施策を推進します。

カ．地域のシンボルとして、史跡や歴史的街並みや原風景を保存し、地域住民の郷土意識を高め、生活環境の質的向上や地域活性化を図ります。



猿島の砲台跡

⑤その他の生活環境の保全・改善

- ア．道路騒音・振動などについて調査し、道路および沿道状況の把握に努めます。
- イ．特定建設作業の実施者および工場などに対して騒音・振動規制基準の遵守などについて指導します。
- ウ．深夜営業飲食店などへパトロールを実施し、営業騒音の防止に努めます。
- エ．工場などの悪臭に関する調査を実施し、規制指導を適正に実施します。**
- オ．空き地の適正管理について、広報紙により啓発を行うとともに、必要に応じて雑草繁殖状況の調査および刈り取り指導を実施します。
- カ．光害※16について、適正な照明環境への配慮を行うよう、周知啓発を行います。
- キ．環境アセスメントおよび公有水面埋立に係る法令などにに基づき、環境影響評価の事務を的確に実施します。
- ク．酸性雨のモニタリング調査を継続実施し、酸性雨の実態を把握します。



悪臭調査

【用語解説】

※16 光害：良好な照明環境の形成が漏れ光（照明器具から照射される光のうち、その目的とする照明対象範囲外に照射される光）によって阻害されている状況またはそれによる悪影響。

基本目標3

「低炭素社会を構築し、地球環境問題に対応したまちの実現をめざします」

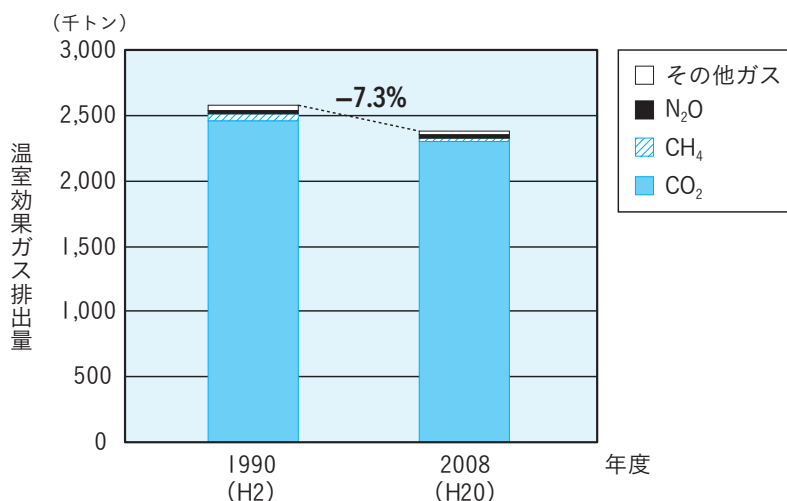
(1) 地球温暖化対策の推進

■地球温暖化対策の現状と課題

1992年(平成4年)、リオ・デ・ジャネイロの地球サミットから端を発した地球環境問題は、今日あらゆる主体が取り組むべき緊急の課題となり、本市においても早急な取り組みが求められています。また、中でも低炭素社会への転換をはじめとする地球温暖化対策は、重要な取り組みになります。

本市は、これまでも緩和策(地球温暖化を緩和させる取り組み＝大気中の温室効果ガス濃度を減少させる取り組み)を中心とした地球温暖化対策を、行政、市民、事業者、団体など多様な主体の協働により進めてきました。その結果、市域全体の温室効果ガスの排出量をみると、基準年度(1990年度(平成2年度))と比べて2008年度(平成20年度)は7.3%減少しており(図2-14)、横須賀市地球温暖化対策地域推進計画(2007年(平成19年)3月策定)の目標値である6%は達成しています。しかし、その内訳をみると火力発電所などのエネルギー転換部門の排出量が6割以上減少したことが主な要因となっており、一方で民生(業務・家庭)部門の排出量は、大きく増加しています。こうした状況から、国の掲げる2020年(平成32年)25%削減を達成するためには、私たちのライフスタイルを根本的に見直し、総合的な取り組みによる更なる排出量の削減が急務となっています。

図2-14 市域の温室効果ガスの排出量推計結果



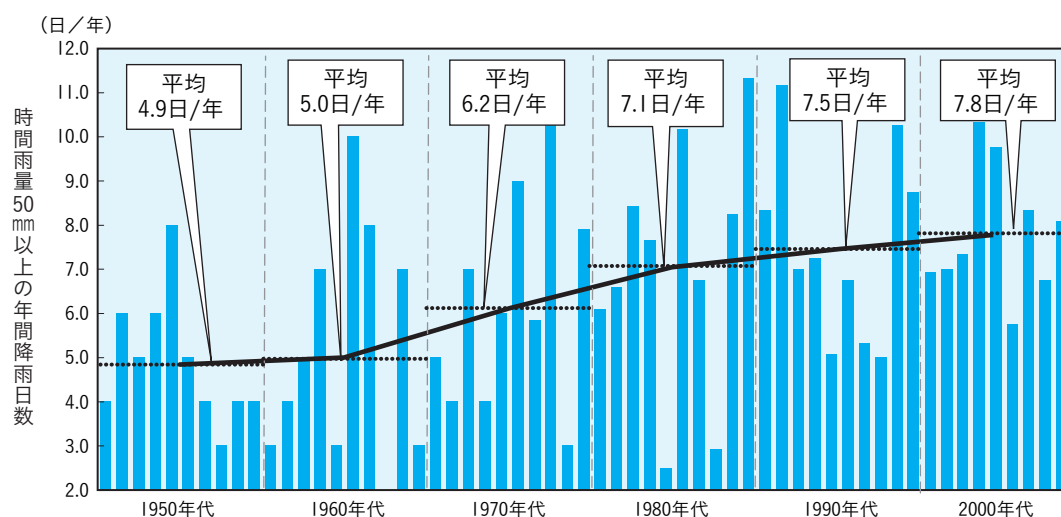
このような市域の現状を踏まえると、温室効果ガス削減のためには、これまで以上に排出削減にむけた取り組みを進めるとともに、緑化などの吸収源対策や、都市交通に係る環境負荷の低減を目指した、まちづくりの低炭素化を図る必要性があります。

特に、まちづくりでは、拠点ネットワーク都市^{※17}といった集約型の都市構造への転換や温室効果ガス排出量の少ない公共交通中心の移動形態へシフトすることにより、少子高齢化社会への対応にも寄与します。さらに、低公害型自動車への転換は、大気環境などの改善にもつながり、まちづくりの低炭素化は、本市の未来にとって重要な取り組みとなります。

一方で、地球温暖化の影響によって増加すると予測されている異常気象などは、今後、私たちの市民生活にも影響を及ぼす可能性があり、その影響に対応した適応策^{※5}についても検討が必要です。

本市では、洪水・渇水リスクに対する適応策^{※5}は重要な取り組みとなります。急勾配で幅の狭い河川が多いという特性をもつ本市は、地球温暖化に伴った豪雨頻度の増加などで、水害発生の危険性が温暖化の進行とともに高まる可能性があります。神奈川県全体をみると、時間雨量50ミリ以上の年間降雨日数は、近年増加傾向にあり、影響が表れ始めていると考えられます。一方で、国内における年降水量は、極端に少雨の年と多雨の年の開きが大きくなりつつあり、渇水リスクの増加も懸念されています。

図2-15 神奈川県の時間雨量50mm以上の年間降雨日数



出典：「改定かながわ下水道21」

【用語解説】

※5 適応策：地球温暖化によって生じる環境への影響に対して適応を図るための取り組み。

※17 拠点ネットワーク型都市：市街地の集約化に向けて、地域特性を考慮しながら、拠点市街地となる主要鉄道駅周辺などに適正に都市機能を集積し、郊外の市街地から街中居住を促進するような、歩いて暮らせる魅力的な都市のこと。

沿岸域の適応策※⁵も重要です。地球温暖化が進んだ場合、沿岸部は脆弱性の高い地域であるといわれています。2007年(平成19年)の台風9号では、野比海岸や北下浦海岸で路面の崩壊が生じるなど、これまでにない大きな災害が起こっており、将来温暖化により海面が上昇した際に高潮が重なると被害がさらに拡大することが予測されています。

また、現在も日本全国の砂浜で年間平均約1/6mの海岸侵食が生じているとの報告もあり、今後海岸侵食は海面上昇によってさらに加速する可能性があります。こうした状況を踏まえ、今後も引き続き、高潮や海岸侵食などに対応した海岸保全施設の整備を進める必要があります。

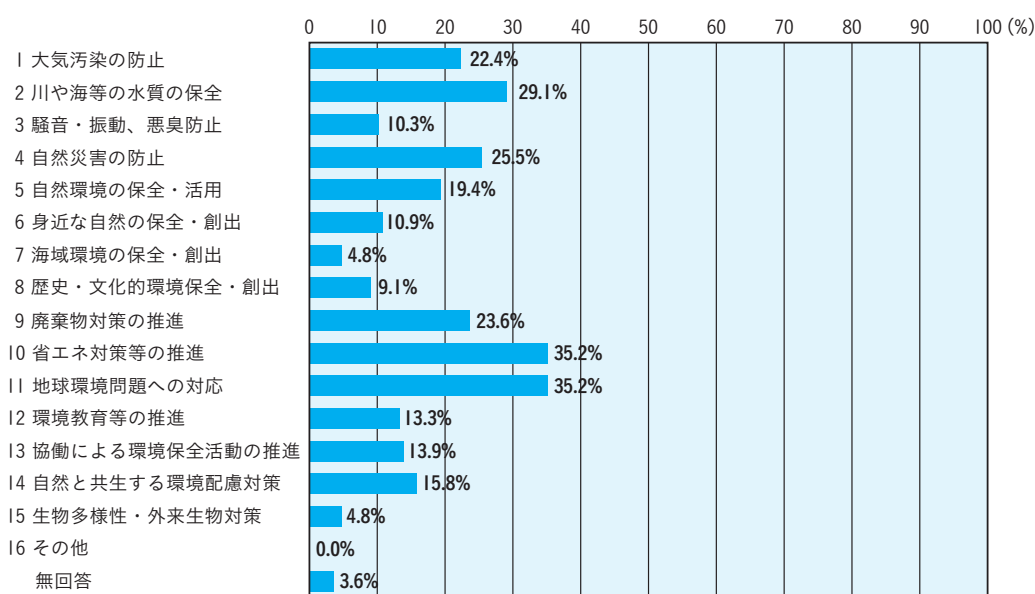
本市においても、海岸侵食の進行や、高潮による被害が発生しており、地球温暖化の影響が懸念されているところです。

このような観点から、本市でも、まちづくりなどのインフラ整備において、地球温暖化に適応する視点を持つことが必要です。さらに、温暖化の影響により、真夏日や熱帯夜が増加することも予測されており、熱中症患者数の増加など、人々の健康面にも影響が及ぶことが懸念されることから、このような面においても温暖化に適応した取り組みが求められています。

こうした状況を踏まえると、今後は地球温暖化の防止のための緩和策だけでなく、地球温暖化適応型の地域社会を構築するための具体的な取り組みを進めることが重要です。

なお、2009年度(平成21年度)に実施した事業者アンケート調査結果においては、「優先して取り組んでほしい環境の分野」として「地球環境問題(地球温暖化やエネルギー問題)への対応」が「省エネ対策や環境にやさしいエネルギー利用の推進」と並び第1位であり、事業者における関心の高さがうかがえます。

図2-16 事業者アンケートによる計画で優先して取り組んでほしい分野



資料：「横須賀市新環境基本計画策定基礎調査報告書」

【用語解説】

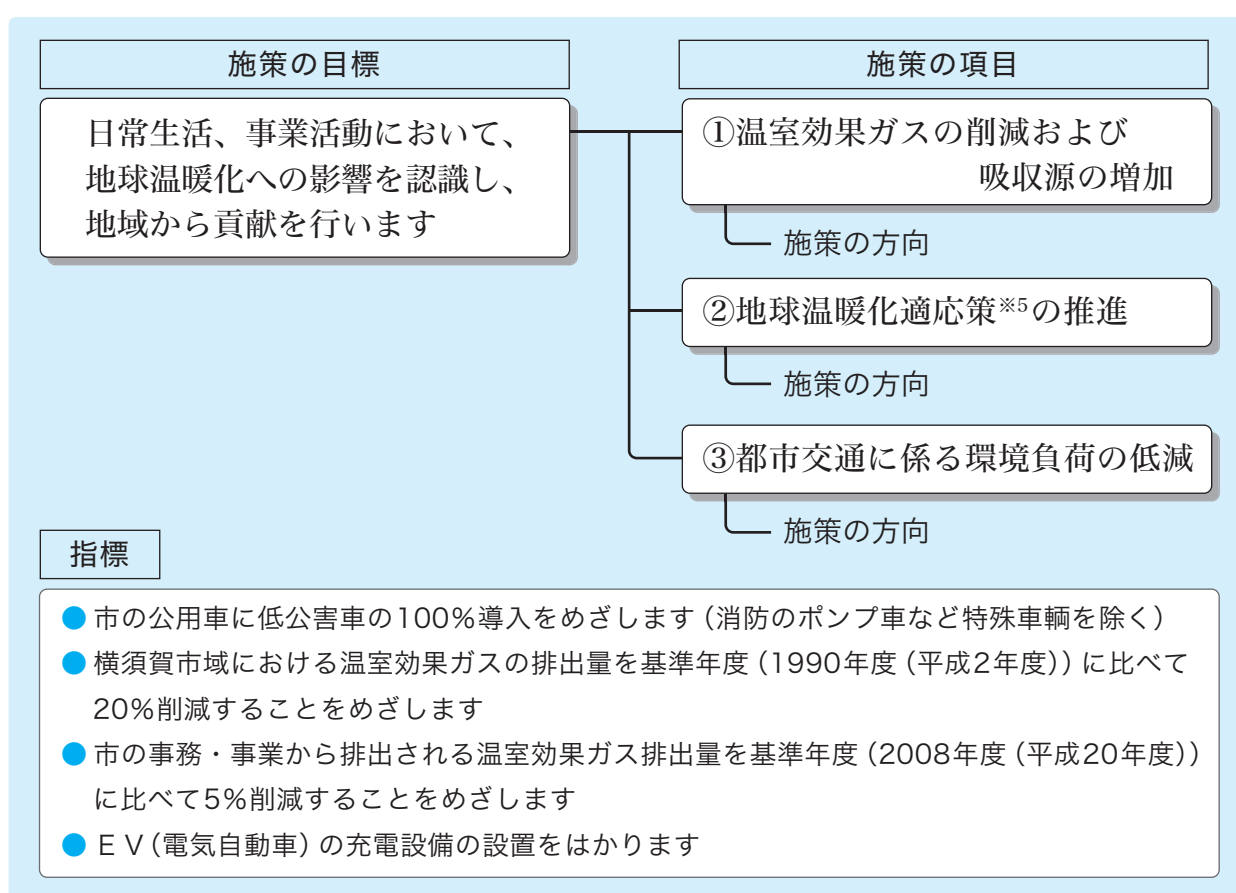
※⁵ 適応策：地球温暖化によって生じる環境への影響に対して適応を図るための取り組み。

■施策の目標・指標と施策の体系

地球温暖化対策の総合的取り組みを進めるため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、達成の目安として「指標」を設定します。

また、施策の目標に向けた取り組みを推進するため、施策の項目として「温室効果ガスの削減および吸収源の増加」、「地球温暖化適応策※⁵の推進」、「都市交通に係る環境負荷の低減」の3つを設定し、これらに基づき施策の方向を掲げることとします。

なお、具体的な施策を進める際は、本計画の分野別計画である「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)」と一体となって施策を展開し、目標の達成を目指します。



【用語解説】

※⁵ 適応策：地球温暖化によって生じる環境への影響に対して適応を図るための取り組み。

■施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「重点施策」として、太字により記載しています。

①温室効果ガスの削減および吸収源の増加

- ア. 「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)」に基づく取り組みを実施し、計画の推進に努めます。
- イ. YES(横須賀市環境マネジメントシステム)の運用・管理により、市役所全体での環境配慮の取り組みを推進するとともに、環境施策の効果的な実施に努めます。
- ウ. (再掲)市自らが率先して自動車使用の自粛や低公害車の導入などを図ります。
- エ. 環境負荷の少ない商品に関する情報提供を行い、グリーン購入^{※18}の普及に努めます。
- オ. 国、神奈川県、他の自治体と協力して広域的な施策を展開します。
- カ. (再掲)道路整備に伴う緑化など環境に配慮したみどりゆたかな道路空間の整備を進めます。
- キ. (再掲)公共施設における緑化を推進するために、指針などにに基づき積極的な緑化を推進していきます。
- ク. (再掲)市街化区域の開発事業地には、地区計画の導入や緑地協定を締結するなど緑化の推進を図ります。
- ケ. (再掲)民有地における緑化を推進するための制度などを検討し、運用を図ることで市民・事業者などの緑化を支援していきます。

②地球温暖化適応策^{※5}の推進

- ア. (再掲)浸水対策を図るとともに、雨水浸透施設の普及・指導に努めます。
- イ. 雨水や再生水の利用を検討・推進します。
- ウ. 猛暑日などにおける不快感の解消を図るため、ヒートアイランド対策を検討・推進します。

【用語解説】

^{※5} 適応策：地球温暖化によって生じる環境への影響に対して適応を図るための取り組み。

^{※18} グリーン購入：購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入すること。

③都市交通に係る環境負荷の低減

- ア．環境負荷の抑制につながる新たな交通システムの検討や有害物質の排出量の増大につながる交通渋滞を緩和させる施策を推進します。**（P.32のイメージ⑭に対応）
- イ．（再掲）冬期における大気汚染物質などの低減に向けた取り組みを進めます。
- ウ．（再掲）道路整備に伴う緑化など環境に配慮したみどりゆたかな道路空間の整備を進めます。
- エ．（再掲）市自らが率先して、自動車使用の自粛や低公害車の導入などを図ります。**
- オ．E V（電気自動車）などの普及促進を図るため、補助制度やインフラ整備などを検討します。**
- カ．（再掲）市自らが率先して自動車使用の自粛を進めるとともに、マイカー利用の抑制や、交通マナーの向上など、市民や事業者に対する啓発を推進します。
- キ．地産地消を推進します。



充電中のE V（電気自動車）

(2) エネルギー対策の推進

■エネルギー対策の現状と課題

エネルギー対策は、地球温暖化対策の重要項目であり、低炭素社会の構築にも寄与する重要な取り組みです。本市では、「横須賀市新エネルギービジョン」などに基づき、これまでも積極的なエネルギー対策を進めてきました。

エネルギー対策として、市民・事業者に対する、「横須賀市環境配慮指針」などを活用した意識啓発や、住宅用太陽光発電システムの導入補助などを行ってきました。また、浄水場など公共施設においても、太陽光発電システムやコージェネレーション^{※19}の導入、ごみ焼却における廃熱利用などを進めており、市自らも一事業者としてエネルギーの有効活用を推進してきました。

しかしながら、ライフスタイルの変化や社会経済活動の発展により、本市のエネルギー消費量は全体として増加傾向にあり、その結果、温室効果ガスの排出量も、家庭・業務部門において増加しています。

「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)」では、『2021年(平成33年)に温室効果ガスの排出量を20%削減』という目標を掲げていますが、今後はその目標達成のために、エネルギー対策を着実に進めていく必要があります。そのためには、全ての主体において、これまでの省エネルギー対策のみならず、最新の技術を活用した再生可能エネルギー^{※4}を利用し、大幅にライフスタイルや事業形態を見直すことにより、化石燃料依存からの脱却が求められています。

本市は、日照時間が全国平均を若干上回っており、県内でも比較的日射量に恵まれています。こうした特性からも、太陽光発電は本市の中でも特に利用を進めるべき再生可能エネルギー^{※4}であるとされています。その他、風力などを利用した再生可能エネルギー^{※4}も期待されています。

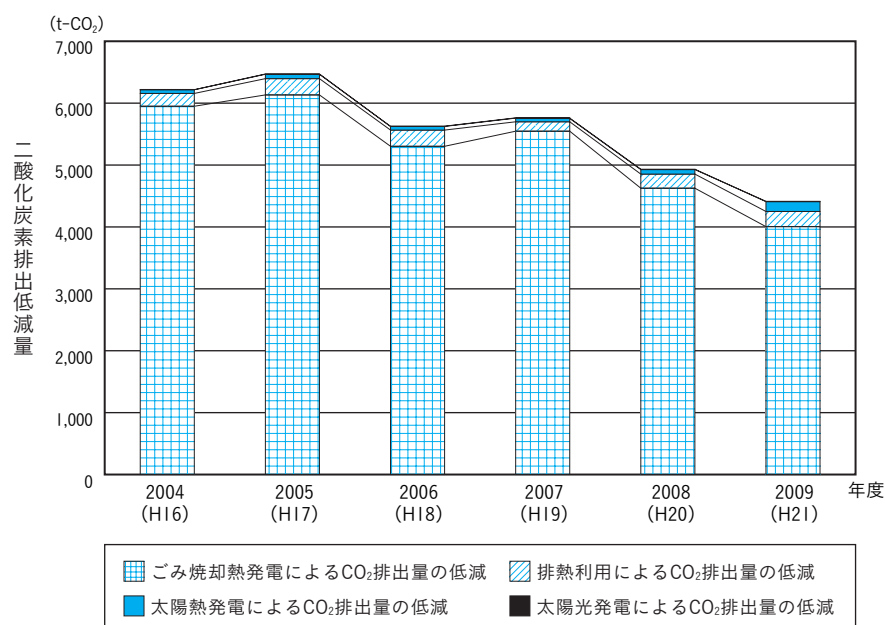
したがって今後は、太陽光をはじめとした再生可能エネルギー^{※4}を、市自らが公共施設などへ導入を進めるとともに、各主体へも利用を促すための仕組みづくりや、その取り組みを題材とした環境教育の推進も求められています。

【用語解説】

※4 再生可能エネルギー：自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

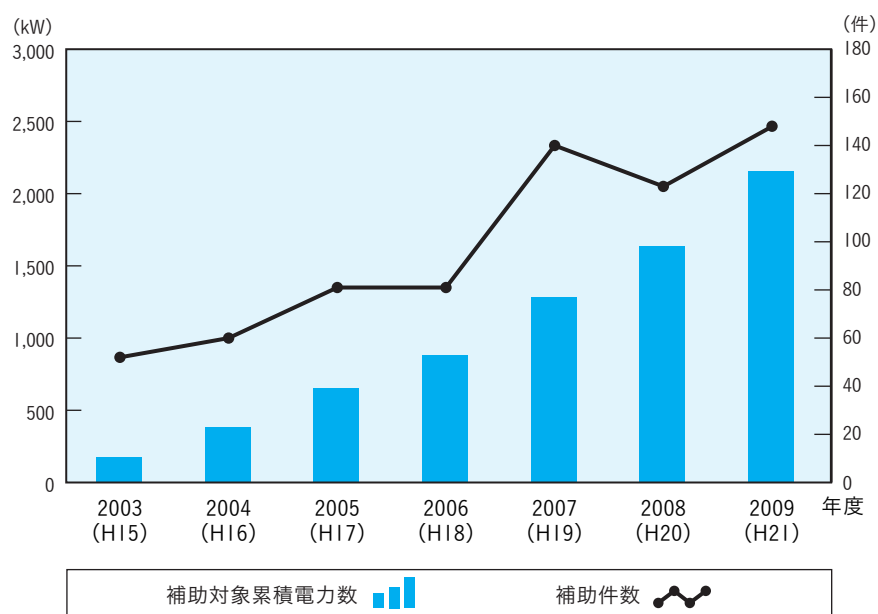
※19 コージェネレーション：発電とともに発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

図2-17 市の施設での再生可能エネルギーなどによる二酸化炭素排出低減量



資料：「よこすかの環境会計」

図2-18 太陽光発電の補助対象累積電力数と補助件数



資料：環境部資料

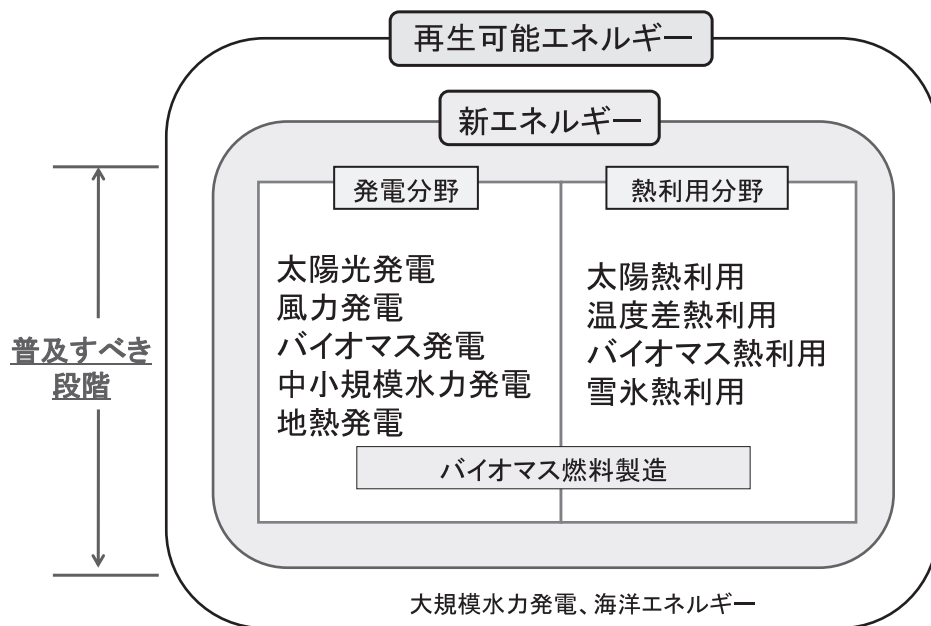
(参考)「再生可能エネルギー」と「新エネルギー」

■「再生可能エネルギー」とは

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーです。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれています。

■「新エネルギー」とは

経済産業省では、「再生可能エネルギー」のうち「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、非化石エネルギーの導入を図るために必要なもの」と位置付けています。つまり、現時点で今後、「普及すべき段階」にある『太陽光発電』や『太陽熱利用』、『雪氷熱利用』などを「新エネルギー」としています。



資料：経済産業省関東経済産業局ホームページより作成
(http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/enetai/index_shinene.html)

本計画の分野別計画である「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)」では、「再生可能エネルギー」と「新エネルギー」について、次のとおり使い分けを行っています。

- ①施策の方針などにおいては、広く捉えるという理由から「再生可能エネルギー」を使用
- ②より具体的な記述箇所においては、市が重点的に推進を図る「新エネルギー」を使用

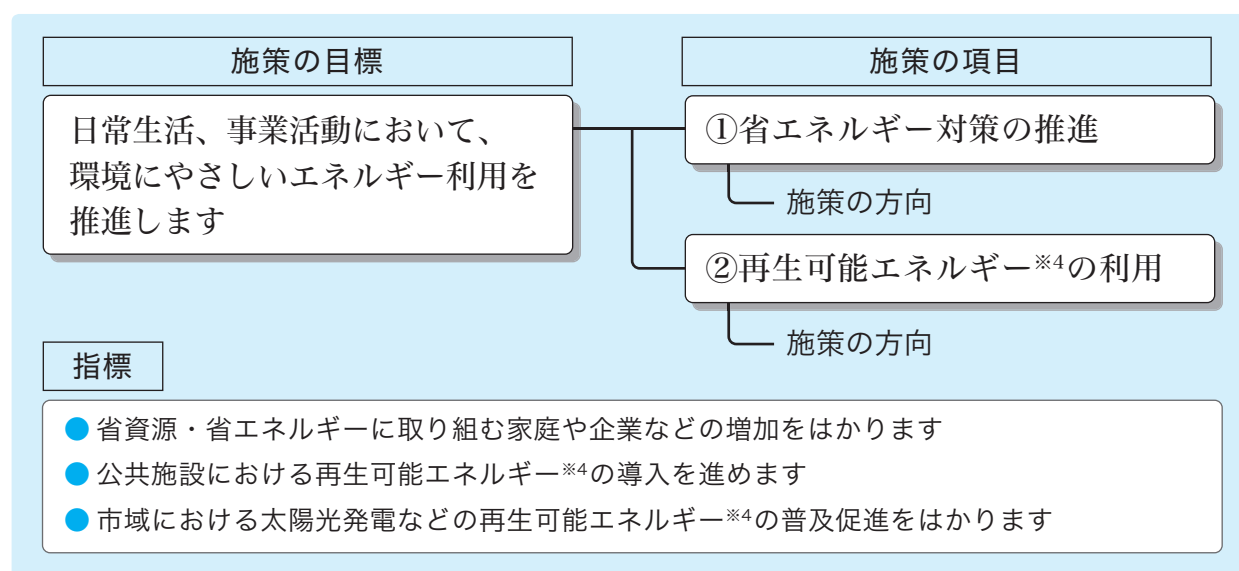
なお、本計画においては、石油代替エネルギーとして導入を図る対象を「新エネルギー」に限定せず、「再生可能エネルギー」に統一しています。

■施策の目標・指標と施策の体系

エネルギー対策の推進を図るため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、達成の目安として「指標」を設定します。

また、施策の目標に向けた取り組みを推進するため、施策の項目として「省エネルギー対策の推進」、「再生可能エネルギー※⁴の利用」の2つを設定し、これらに基づき施策の方向を掲げることとします。

なお、具体的な施策を進める際は、本計画の分野別計画である「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011～2021)」と一体となって施策を展開し、目標の達成を目指します。



【用語解説】

※⁴ 再生可能エネルギー：自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

■施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「重点施策」として、太字により記載しています。

①省エネルギー対策の推進

- ア．(再掲)EV(電気自動車)などの普及促進を図るため、補助制度やインフラ整備などを検討します。
- イ．市自らが率先して、公共施設における省エネルギー手法を取り入れた施設整備を行います。
- ウ．**市民および事業者における省エネルギー設備などの普及啓発を進めます。**
- エ．市職員への省エネルギー意識の啓発を行い、配慮行動を実践します。
- オ．「横須賀市環境配慮指針 日常生活編」および「環境家計簿」の活用を市民などへ周知し、**省エネルギー型ライフスタイルへの転換を促します。**
- カ．ごみ焼却施設で発生する廃熱を発電や温水利用などに有効利用します。
- キ．**市街地再開発事業などにおける効率的なエネルギー利用を推進します。**
- ク．**自転車の利用促進を図り、自動車利用の削減を目指します。**
- ケ．**省エネ電球など、環境にやさしい設備の普及に向けた支援を行います。**
- コ．二酸化炭素排出原単位※²⁰の少ない夜間電力の有効利用を図ります。
- サ．**低炭素なまちづくりを目指し、二酸化炭素排出の低減のための技術や設備などを積極的に活用した住宅の普及に努めます。(P.32のイメージ⑧に対応)**

②再生可能エネルギー※⁴の利用

- ア．**公共施設における再生可能エネルギー※⁴利用設備を導入・利用します。**
(P.32のイメージ⑨に対応)
- イ．**市民および事業者における再生可能エネルギー※⁴設備などの普及啓発を進めます。**
- ウ．(再掲)低炭素なまちづくりを目指し、二酸化炭素排出の低減のための技術や設備などを積極的に活用した住宅の普及に努めます。

【用語解説】

※⁴ 再生可能エネルギー：自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

※²⁰ 二酸化炭素排出原単位：単位あたりの二酸化炭素排出量。ここでは、1キロワット時の電気を発電したときの二酸化炭素排出量を指す。

基本目標4**「循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちの実現をめざします」****(1) ごみの減量化・資源化、適正処理の推進****■ごみ対策の現状と課題**

本市では、環境への負荷の少ない循環型社会の形成のため、これまでもごみの排出抑制や資源化に取り組んできました。こうした取り組みが実を結び、これまでごみの排出量の低減化が進むなど一定の成果は現れています。2000年(平成12年)からのごみの排出量などの経年変化をみると、4分別収集(燃せるごみ、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチック、不燃ごみ)を開始した2001年(平成13年)4月から排出量は大きく減少し、資源化率が向上しています。

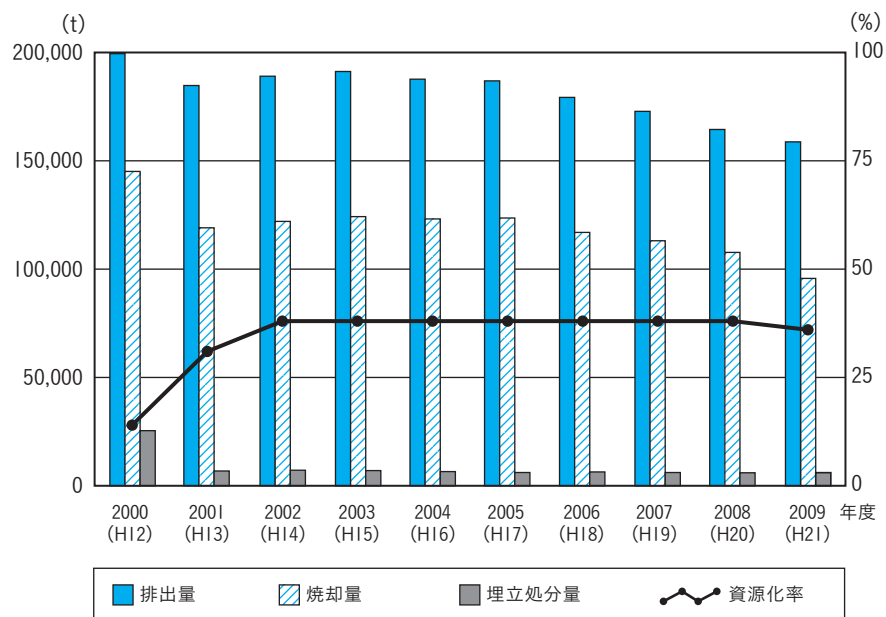
しかしながら、前計画で目標として掲げられていた焼却量(2001年度(平成13年度)比43%削減)や資源化率(2010年度(平成22年度)66%達成)、埋立処分量(2010年度(平成22年度)までに限りなくゼロ)はいずれも非達成となっており、更なる取り組みの強化が求められています。

このためには、ごみの排出側の最も上流である市民、事業者によるごみの発生抑制を進めることが重要であり、レジ袋削減対策や家庭ごみの有料化など直接的に排出削減につながる取り組みが求められています。さらに、地域住民だけでなく、本市を訪れる観光客などに対してもごみの持ち帰りを呼びかけるなど、幅広い主体への普及啓発策も重要です。

また、資源化率の向上のためには、近年法的整備が進んだ各種リサイクル法の適正な運用により各主体の資源化への取り組みを促進するとともに、これまでは廃棄されていた未利用資源を活用した資源循環の仕組みづくりなど地球温暖化対策にも寄与するような取り組みも重要となってきます。また、資源化率向上のためには、市民自らが、「もったいない」と感じる心を持ち、積極的にリサイクルの取り組みを促すような環境教育・人材育成なども重要となってきます。

こうした取り組みを進めるとともに、市自らにおいても「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」に基づき、調査検討を進め、新たな設備を整備することにより、ごみ処理の効率化を図り、資源化率の向上、焼却率・埋立率の減少を目指します。また、そのほか事業者などへごみの適正処理を促進する取り組みを進めるなど、多様な主体が参加・協働し、地域全体での取り組みを進め、循環型社会を形成する必要があります。

図2-19 ごみの排出量などの推移



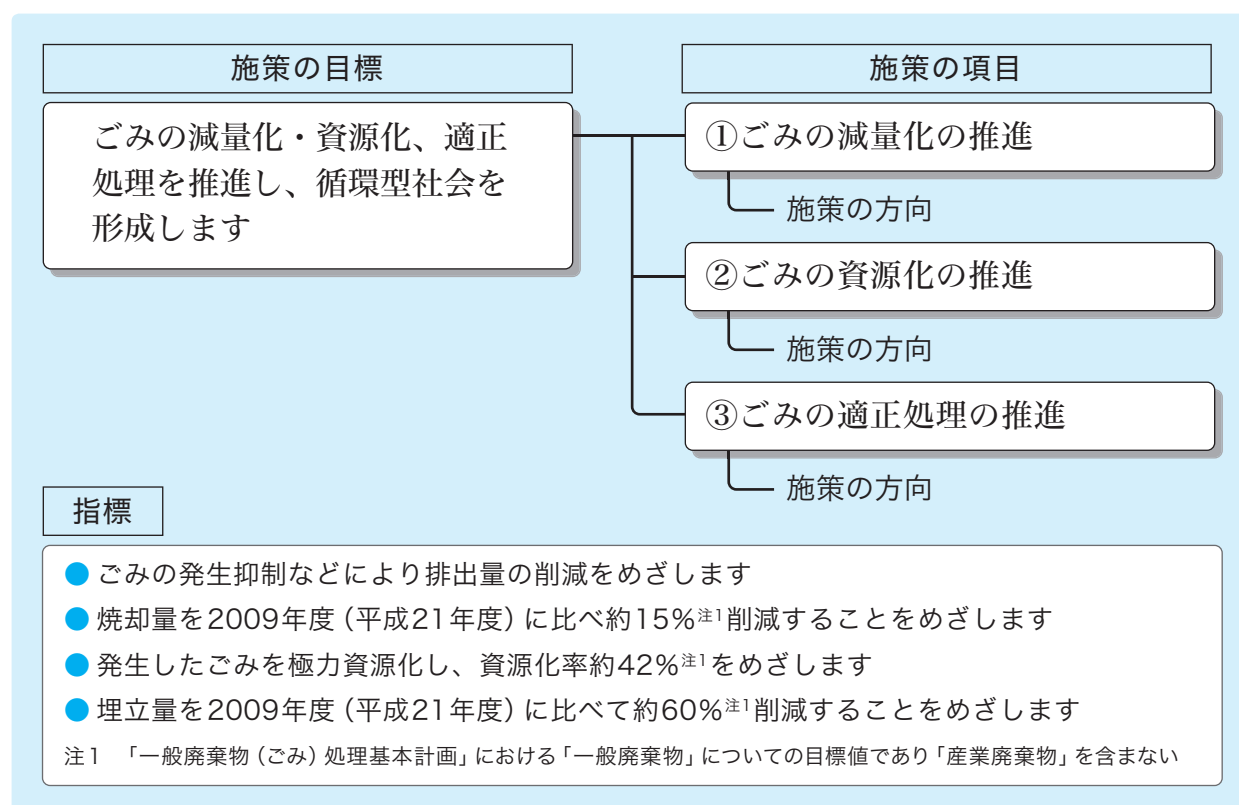
資料：環境部資料

■施策の目標・指標と施策の体系

廃棄物対策を進めるため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、達成の目安として「指標」を設定します。

また、施策の目標に向けた取り組みを推進するため、施策の項目として「ごみの減量化の推進」、「ごみの資源化の推進」、「ごみの適正処理の推進」の3つを設定し、これらに基づき施策の方向を掲げることとします。

なお、具体的な施策を進める際は、本計画の分野別計画である「横須賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」と一体となって施策を展開し、目標の達成を目指します。



■施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「重点施策」として、太字により記載しています。

①ごみの減量化の推進

ア. ごみの減量化策を推進するとともに、新たな施策を検討します。

(P.32のイメージ⑩に対応)

イ. さまざまな方法により、ごみの減量化について普及啓発活動を行います。

ウ. ごみの発生を抑制するために、市民・事業者の活動を支援します。

エ. 市民団体などによるまちの美化活動を支援します。

オ. 事業系ごみの排出指導を行います。

②ごみの資源化の推進

ア. ごみの資源化策を推進するとともに、新たな施策を検討します。

イ. さまざまな方法により、ごみの資源化について普及啓発活動を行います。

ウ. 資源化の円滑な推進を図るため、分別・排出ルールの徹底を周知するとともに、集団資源回収の実施団体などを支援します。

エ. 建築物などに係る分別解体および再資源化などの監視・指導を行います。

オ. 事業系ごみについて、事業者自身が再資源化を行うように指導の実施や、多量の排出業者などに対して減量化、資源化の指導を進めます。

③ごみの適正処理の推進

ア. ごみ処理の広域化を推進し、効率的なごみ処理システムを構築します。

(P.32のイメージ⑧に対応)

イ. 現行のごみ処理施設について、設備の更新、改造および補修工事などの整備を行い、ごみを適正に処理します。

ウ. ポイ捨ておよび不法投棄の防止について、市民・事業者などへの普及啓発を図り、防止対策を推進します。

エ. 産業廃棄物の適正処理を図るため、処理実態の把握に努めるとともに、排出事業者や処理事業者に対する指導を推進します。

基本目標5

**「市民、事業者、市の協働により、
環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合をはかります」**

(1) 環境教育・環境学習の推進**■環境教育・環境学習の現状と課題**

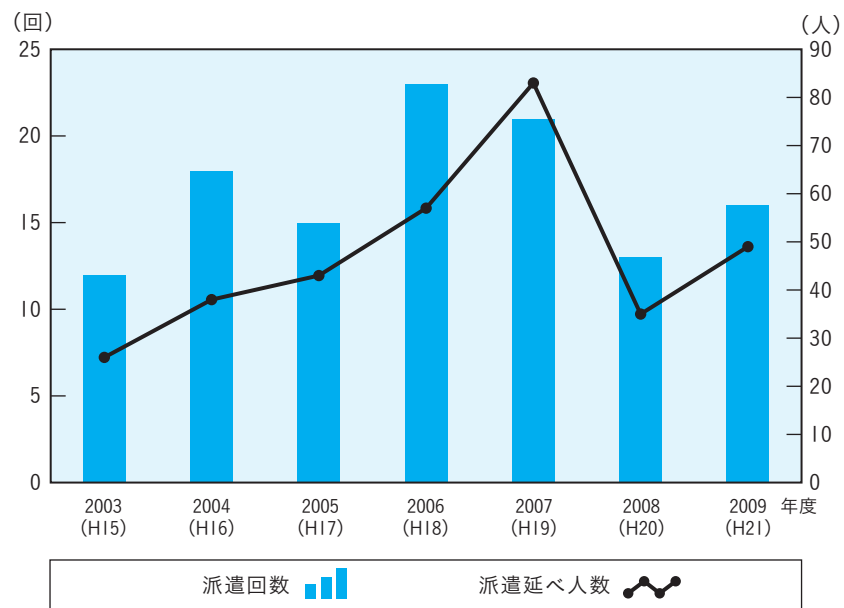
さまざまな環境施策を推進するためには、幅広い主体の“環境に対する意識・知識の向上”を図り、専門的な知識を持つ人材の育成・活用や、核となる人材・団体・事業者などの育成・支援により、取り組みを活性化させていく必要があります。

本市では、これまでもリーディングプロジェクトとして環境情報を集約し、インターネット上で整備・公開するなど、環境教育・環境学習の基盤となる情報の充実を積極的に進めてきました。また、2008年(平成20年)からは環境教育・環境学習マスタープランに基づき、子どもから大人まで幅広い主体が環境教育・環境学習に参加できるよう、「人づくり」、「機会づくり・場づくり」などの取り組みを進めています。

今後も、市民、事業者、団体、学校などあらゆる主体に対して、環境教育・環境学習の支援に関する情報の整備・提供を進め、また拠点となる施設・設備の整備や活用を推進するとともに、人材育成のための制度を検討するなど、環境教育・環境学習推進のための体制づくりを積極的に推進する必要があります。

特に、次世代を担う子どもに対しては、幅広く環境に関する知識や経験を深め、将来の環境行動を担う人材となるよう、環境に関する教育情報のデータベース化や、「横須賀市環境学習プログラム」の作成とモデル事業の実施、総合的な学習の時間などを活用した環境教育の実施など、積極的に幅広い取り組みを進めています。あわせて、環境教育指導者を小中学校などに派遣することにより、環境教育を指導・推進する人材も育成するなど、今後も学校教育の場においては、こうした積極的な取り組みを進めていきます。また、学校教育の場以外でも、自然観察会の実施や参加型イベントの開催など、子どもたちの環境教育・環境学習の機会の充実に努めます。

図2-20 環境教育指導者登録数および指導者の派遣回数



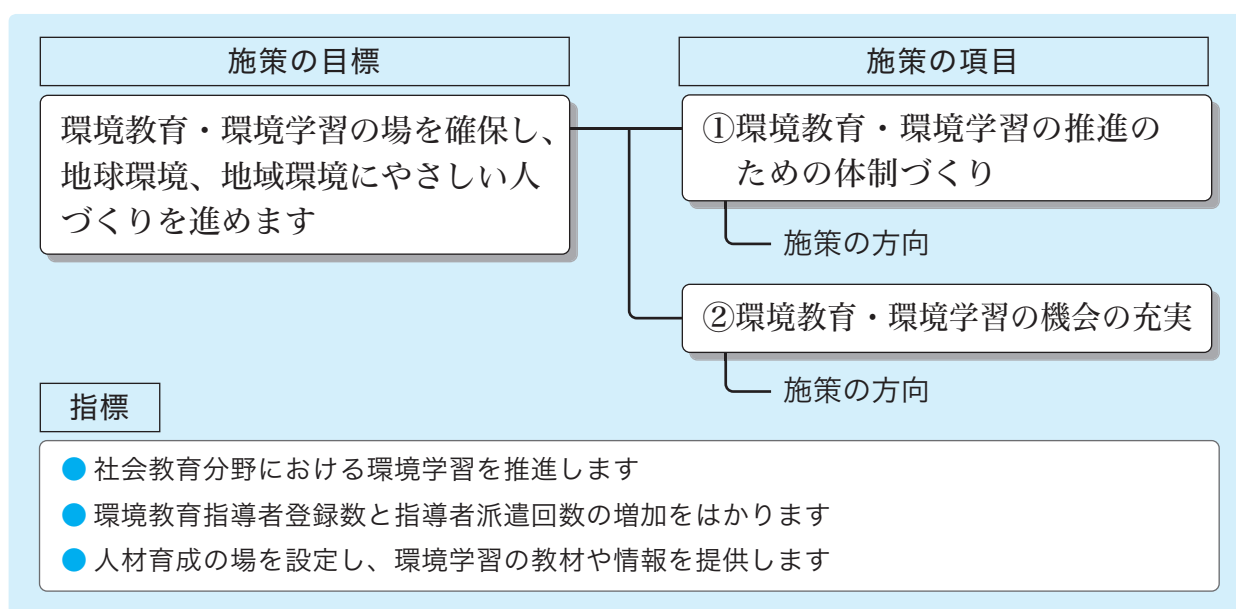
資料：「横須賀市環境報告書」(平成16年度版～平成21年度版)

■施策の目標・指標と施策の体系

環境教育・環境学習の推進を図るため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、達成の目安として「指標」を設定します。

また、施策の目標に向けた取り組みを推進するため、施策の項目として「環境教育・環境学習の推進のための体制づくり」、「環境教育・環境学習の機会の充実」の2つを設定し、これらに基づき施策の方向を掲げることとします。

なお、具体的な施策を進める際は、本計画の分野別計画である「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」と一体となって施策を展開し、目標の達成を目指します。



■施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「**重点施策**」として、**太字**により記載しています。

①環境教育・環境学習の推進のための体制づくり

ア．環境学習の支援に関する情報を提供します。

イ．環境教育・環境学習の拠点となる施設・設備を整備・活用します。

ウ．環境教育に係る指導者の登用および活用の拡大を進めます。

エ．市民、事業者、市など各主体が情報共有を行い、環境活動を連携して推進していきます。

オ．環境教育に係る人材育成のための制度を検討します。

カ．既存の環境関連施設などを有効活用し、環境を深めるための場として提供します。

キ．市民、事業者、市の連携および協働による環境教育・環境学習の取り組みの実践を推進します。

②環境教育・環境学習の機会の充実

ア．環境教育・環境学習に関する各種学習会、イベントなどを市が主催し、開催します。

イ．市民、事業者、市が協働し、環境教育・環境学習に関する各種イベントなどを開催します。

ウ．環境学習プログラムなどの活用を促します。



自然観察会(天神島)

(2) 経済・社会活動との調和

■経済・社会活動の現状と課題

少子高齢化や産業規模の縮小など、地域の経済・社会が縮小傾向にある本市において、『持続可能なまちよこすか』を実現するためには、次の時代を見据えた地域経済・社会の姿として「環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合」が重要となってきます。ここでいう、「経済的側面」と「環境的側面」の統合とは、事業活動などに環境配慮を織り込むことや、環境効率性を高めたり、環境保全の観点からすぐれた製品の開発により新たな経済活動が生み出されるなど、環境を良くすることが経済を発展させる“環境と経済の好循環”が生じた状態を指しています。また、「社会的側面」と「環境的側面」の統合とは、地域社会共有の課題として環境保全活動を行うことにより、地域コミュニティの形成や助け合いに関する機能が強化される状態を指しています。

このためには、協働を基盤とし、環境に対する意識・知識を持った主体が推進力となった取り組みや、地域で取り組まれる環境に寄与した社会活動や経済活動を支援していく必要があります。

経済活動に対しては、これまで開発事業などに対して環境配慮の実践を促すため、「環境配慮指針」や「環境ナビゲーションシステム」の活用などの取り組みを進めてきました。また、ISOの認証取得支援など、事業活動への環境配慮行動の組み込みを支援するなどといった取り組みも進めてきました。こうした取り組みは一定程度の成果がみられますが、低炭素社会への転換といった国の大きな方向性に対応するためにも、地域社会経済のあり方を転換させるような一層の取り組みが求められています。

しかしながら、これ以上の取り組みを経済活動の中で推進するためには、活動主体にメリットがもたらされるなど、それぞれの経済活動そのものが活性化、好転するような仕組みづくりなどが重要です。たとえば、EV（電気自動車）の普及を促進することにより地場産業への支援となったり、商店街の低炭素化を促すことにより地域が元気になるなどといった取り組みが考えられます。少子高齢化が進む本市では、地域経済の活性化は必須の事項であり、限られた人的・物質的資源を効率よく活用し、最大限の効果を発揮しながら、環境も経済も向上させていく社会への転換が求められているといえます。

社会活動に対しても同様に、これまでも環境活動を行う主体に対して、普及啓発や支援を

進めてきましたが、これをさらに推進するためには、活動を行うことにより、市民や団体などの活動主体にメリットがもたらされ、結果として地域社会がよくなるといった仕組みづくりが求められています。

また、こうした取り組みの先導役となるよう、市自らも公共事業における環境配慮の実践など、取り組みを積極的に進めていきます。

「経済的側面」と「環境的側面」の
統合の取り組み例

- ✓ 物の生産やサービスの提供による環境負荷の低減
- ✓ 環境保全の観点からすぐれた技術・製品の創出
- ✓ 環境負荷の少ない消費や事業活動の評価
- ✓ 生産-消費過程における環境汚染コストの市場価格への内部化
- ✓ 環境配慮製品の購入促進
- ✓ 自然環境保全に寄与する林業・漁業などの生産活動
- ✓ エコツーリズムによる地域経済の活性化など

「社会的側面」と「環境的側面」の
統合の取り組み例

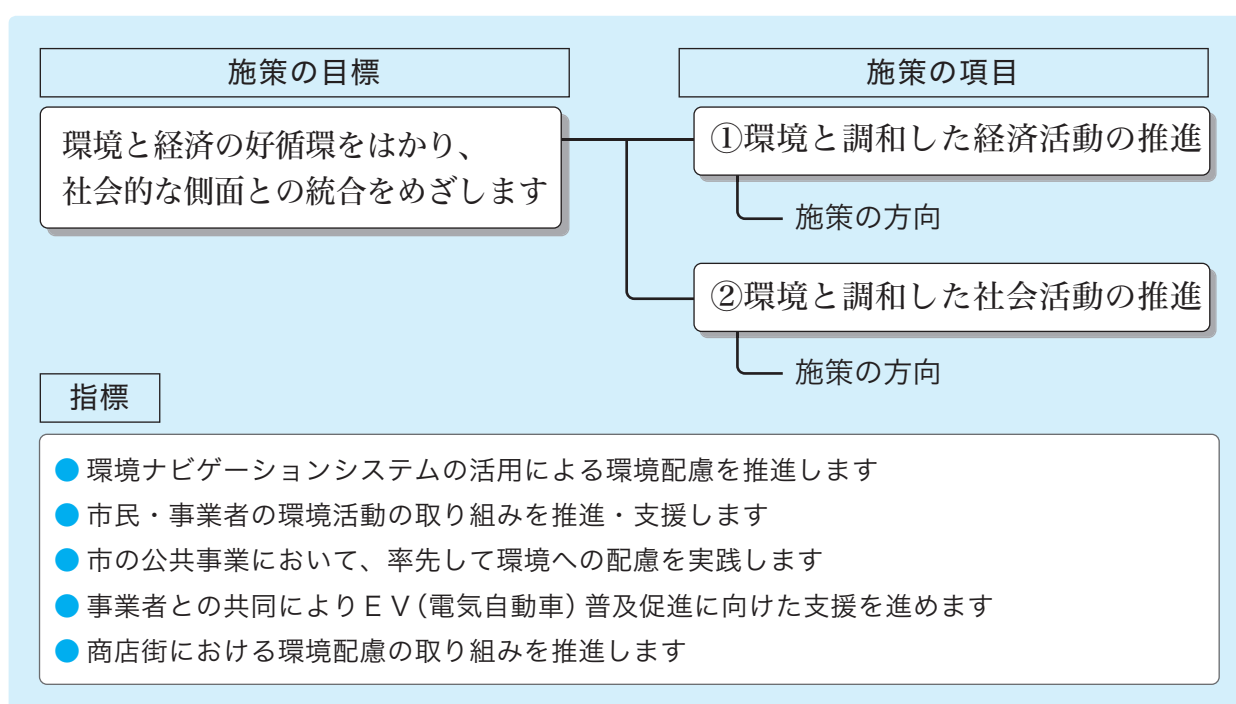
- ✓ 環境保全活動によるコミュニティ・ビジネスや雇用の機会創出
- ✓ 地域における環境保全活動を行う人材の育成、ネットワーク化による地域コミュニティのつながり強化
- ✓ 里山や水路の管理など保全活動による地域コミュニティの課題解決
- ✓ 企業による環境保全活動 など

資料：国の第三次環境基本計画より

■施策の目標・指標と施策の体系

経済・社会活動と環境の調和を図るため、次のとおり「施策の目標」を掲げ、達成の目安として「指標」を設定します。

また、施策の目標に向けた取り組みを推進するため、施策の項目として「環境と調和した経済活動の推進」、「環境と調和した社会活動の推進」の2つを設定し、これらに基づき施策の方向を掲げることとします。



■施策の方向

各施策の項目における施策の方向については、次のとおりです。

なお、ここでは重点的・優先的に取り組む施策の方向を「重点施策」として、太字により記載しています。

①環境と調和した経済活動の推進

- ア. 「横須賀市環境配慮指針 開発行為等事業編」および「環境ナビゲーションシステム」を開発事業者などに配付し、環境配慮の実践を促進します。
- イ. ISOやエコアクション21の認証取得を検討している事業者に対し、補助や取得の相談などを実施します。
- ウ. (再掲) EV(電気自動車)などの普及促進を図るため、補助制度やインフラ整備などを検討します。(P.32のイメージ⑩に対応)
- エ. 商店街における省エネルギー設備などの導入を推進します。(P.32のイメージ⑪に対応)
- オ. フェアトレード^{※6}製品の普及啓発を行います。
- カ. (再掲)地産地消を推進します。

②環境と調和した社会活動の推進

- ア. 環境活動を行っている団体などに対する支援を行います。
- イ. 国際貢献の一環として、人材育成のための研究生の受入などに努めます。また、国際交流ボランティアなどの活用により、民間レベルでの国際協力を積極的に支援します。
- ウ. 市民、事業者、市の協働による環境に配慮したまちづくりを推進します。
- エ. 国際的な環境保全の視点から、フェアトレード^{※6}の普及促進を行います。
- オ. 事業者のCSR(企業における社会的責任)活動の促進を図ります。

【用語解説】

^{※6} フェアトレード:途上国との公正貿易のことで、途上国で生産された環境への影響が少ない生産物を適正な価格で購入することにより、途上国における雇用の確保と生産者の生活の安定を促し、技術力の向上と経済的な自立を支援する活動。